

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

2002

ディスクロージャー誌

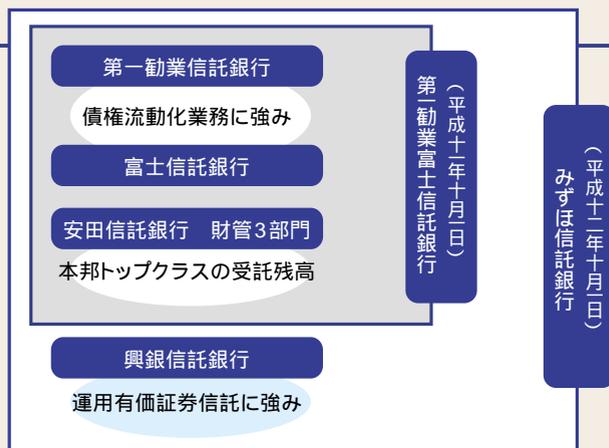
みずほ信託銀行

プロフィール

みずほ信託銀行は、平成12年10月をもって第一勧業富士信託銀行と興信託銀行が合併し、発足しました。

当社は、強靱な財務体質と高い専門性を併せ持つ『法人向け信託特化型』の金融機関であり、年金・資産運用、証券管理、証券代行、債権流動化の4分野で強みを持つ信託銀行です。

平成12年9月に発足した「みずほフィナンシャルグループ」の中核会社の一社として、法人向け信託業務を担っていきます。



みずほフィナンシャルグループのビジネスモデル

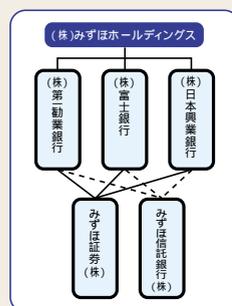
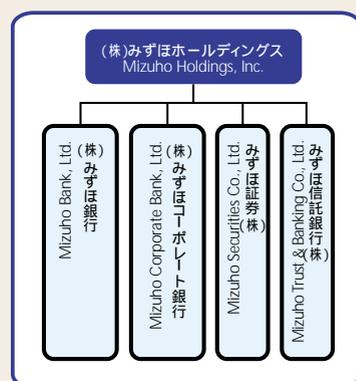
顧客セグメント別・機能別の法的分社経営

みずほフィナンシャルグループは、平成14年4月1日に持株会社のもとでの顧客セグメント別・機能別の法的分社経営へ移行し、第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行は、会社分割および合併によりみずほ銀行、みずほコーポレート銀行に統合・再編されました。

みずほ銀行は、個人、国内一般事業法人、地方公共団体を主要なお客さまとし、みずほコーポレート銀行は、大企業・金融法人およびそのグループ会社、公団・事業団ならびに海外の企業を主要なお客さまとする銀行です。

また、みずほ証券、みずほ信託銀行についても、持株会社であるみずほホールディングスの直接の子会社となりました。

当グループは、経営環境への柔軟な適応力を確保できる経営形態として、また、事業の範囲と規模を最も望ましいものとするビジネスモデルとして、顧客セグメント別・機能別法的分社経営を選択しました。グループ各社が高い専門性をさらに一段と向上させ、高付加価値の金融サービスを提供するとともに連携を強化することにより、お客さまの多様なニーズに、よりの確・迅速にお応えする総合金融グループを目指していきます。



会社概要

(平成14年3月31日現在)

設立：平成12年10月1日

拠点数：10カ所（うち海外1カ所）（平成14年7月31日現在）

資本金 1,150億円

資本準備金 550億円

総資産： 2,622億円

信託受託財産残高： 30兆2,496億円

自己資本比率：161.64%（連結ベース）

株主：株式会社みずほホールディングス（100%出資）

（平成14年4月1日現在）

従業員数：1,359名（当社から他社への出向者を含めています。）

住所：〒100-8240 東京都千代田区丸の内1-5-1

TEL：03-3240-7000

URL：http://www.mizuho-tb.co.jp

取得格付一覧

(平成14年6月30日現在)

Moody's				Fitch			R&I	
財務	長期預金	短期預金	発行体	財務	長期	短期	長期債	短期債
C	A3	P-1	A3	C	A ⁻	F2	A	a-1

本誌は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
本誌は再生紙を使用しています。

2002 みずほ信託銀行 ディスクロージャー誌

CONTENTS

信託のベストパートナーとして	2
みずほ信託銀行の特色	4
みずほ信託の経営戦略	6
法人特化型営業の特別戦略	8
グループ内信託代理店制度の導入	10
資産管理サービス信託銀行との連携	11
みずほ年金研究所との連携 — 企業年金改革への対応 —	12
トピックス — この1年の実績 —	14
事業内容紹介	17
年金業務	18
資産運用業務	20
証券管理業務	22
証券代行業務	24
債権流動化業務	26
海外拠点・現地法人	28
管理体制	29
リスク管理体制	30
コンプライアンス（法令等遵守）体制	34
内部監査体制	35
CS（お客さま満足度）向上への取り組み	36
コーポレートデータ	37
組織図	38
組織機能図	39
役員一覧 / 従業員の状況	40
店舗・関連会社一覧	41
あゆみ	42

信託のベストパートナーとして



代表取締役会長 野田 康夫

代表取締役社長 津田 弘通

みなさまには平素より私どもみずほ信託銀行をお引き立ていただきまして、誠に有難うございます。私どもは、「みずほフィナンシャルグループ」の中核会社の1社として法人向け信託サービスの提供機能を担うため、従前のみずほ3行の信託子会社を統合して、平成12年10月に新たに発足した信託銀行です。

さて、信託業務を取り巻く環境は、ここ数年で大きく変貌を遂げています。例えば年金・資産運用業務については、平成12年度に導入された「退職給付会計」の導入に始まり、13年度の「確定拠出年金法」施行、さらには14年度からの「確定給

付企業年金法」施行に至る一連の基盤整備が行われました。これにより、受託機関としても単に制度改革に適っているだけでなく、これまで以上に年金制度へのガバナンス（制度統治）を意識したサービスの提供が求められています。

また、証券管理業務については決済期間の短縮等を目指した大規模な制度改革の進捗に伴い、有価証券の約定から決済・会計処理にいたる自動処理（STP）化への対応等、より迅速かつ高度なサービスの提供が求められていますし、証券代行業務についても株式関係法制等の抜本的改正を受けて、良質な事務サービスの提供に加え、変化を先取りした的確なコンサルティングサービスが不可欠となっています。債権流動化業務においては、市場型間接金融の新しい資金調達手段として、さまざまなスキームの提案が数多く行われています。

こうしたさまざまな変化を踏まえますと、今日の信託業界は、高度な専門性に加え、システム装備の一段の充実が求められることはもとより、その機能をいかにタイムリーに、お客さまの視点で提供し得るかが重要な課題となっています。私どもは、こうした時代の要請を受け、受託者責任の完遂へ向けた高度なリスク管理体制を整えるとともに、今般都市銀行などにも対象が拡大された信託代理店制度を活用する等、常にお客さまへの的確な専門サービスを提供する仕組みを整備し充実させる努力を続けております。

当社は、我が国の『リーディングトラスト』として、みなさまの『信託のベストパートナー』でありつづけることを目指し、役職員一同力を合わせて取り組んでまいりますので、今後ともみずほ信託銀行への格別のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

野田 康夫

代表取締役会長 野田 康夫

津田 弘通

代表取締役社長 津田 弘通

みずほ信託銀行の特色



代表取締役会長 野田 康夫

代表取締役社長 津田 弘通

代表取締役副社長 関原 健夫

みずほ信託銀行の特色

戦略性

法人向け信託4分野（年金・資産運用、証券管理、証券代行、債権流動化）に経営資源（人材・システム投資）を集中投下し、質・量ともに本邦最高水準のサービスを提供します。

発展性

世界最大の金融グループである「みずほフィナンシャルグループ」の中核4社の一社として強固な業務基盤の上に立ち、戦略的な業務展開を図っていきます。

信頼性

厚い自己資本と高い自己資本比率、信託特化によりクレジットリスクを極小化したビジネスモデルの採用等から、内外の主要格付機関より、本邦大手銀行ではトップクラスの高い格付評価を得ています。

管理能力

受託者責任の徹底に基づく高水準の事務品質と強い内部統制は、「SAS70」監査などにおいて、グローバルスタンダードに合うプラクティスとして、高い評価を得ています。

* SAS70=銀行のカスタディー部門等が行う取引処理に関する監査基準。

専門性

資産運用・資産管理・コンサルティングのすべてに、高い専門性に裏打ちされた高度なサービスを提供します。当社の子会社「みずほ年金研究所」による年金・退職金コンサルティングや、株式法務コンサルティング、流動化ストラクチャリング等において当社独自のノウハウを駆使し、お客さまにとっての「ベストソリューション」を提案します。また、資産運用においても高品質のアクティブファンドと精度の高いパッシブファンドを提供します。

先進性

昨今の年金制度改革・決済制度改革・株式法務に係る商法改正等、「変革の時代」にあって、当社の子会社「資産管理サービス信託銀行」において提供するマスタートラストサービスやみずほグループを挙げて取り組む確定拠出年金業務等、新しい事業分野におけるマーケットリーダーとして、先進性に富んだ取り組みを進めています。

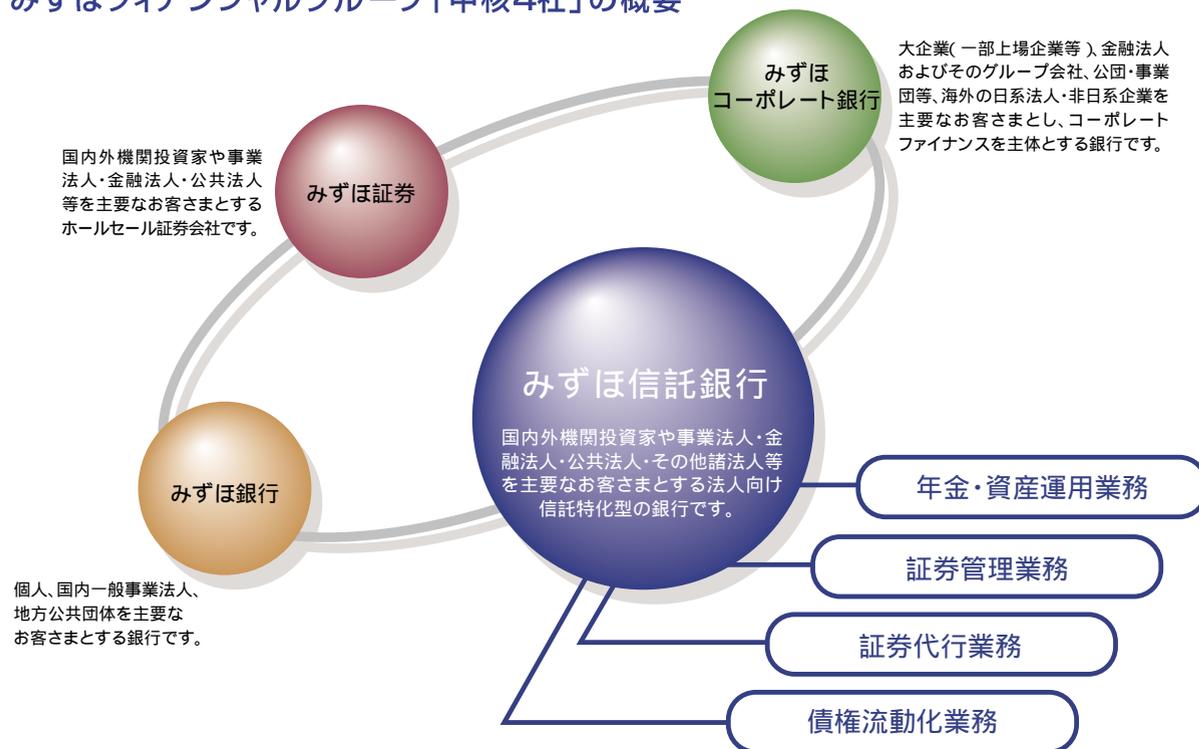
みずほ信託銀行は、旧みずほ3行（第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行）のそれぞれの業態別子会社であった「第一勧業信託銀行・富士信託銀行・興銀信託銀行」が経営を統合するとともに、旧安田信託銀行の財産管理3部門（年金・資産運用、証券管理、証券代行）の営業譲渡を受けて発足しました。本邦初の「銀行業務とそれに伴うリスクを極小化した法人向け信託特化型の金融機関」として同業トップクラスの高い格付を受け、高い信用力と経営資源の集中投下による先進のシステム・専門性を備えた特色ある銀行です。同業界で、当社と同様のビジネスモデルによる金融機関の設立が相次いでいますが、本邦内の同ビジネスモデルの先駆者として、“一歩先を行く”独自の戦略で業界をリードしていきます。

信託代理店制度を活用した営業体制

みずほフィナンシャルグループの強みは、圧倒的な規模のお客さまとの取引基盤と、4つの機能特化型金融機関の集合体をビジネスモデルとしていることです。当社は、みずほフィナンシャルグループにおける法人向け信託サービスの提供を担う唯一の金融機関として、信託代理店制度*等を活用し、みずほコーポレート銀行・みずほ銀行との連携を通じて、お客さまに『最良・先進のサービス』を提供いたします。

※平成14年4月より、みずほ銀行とみずほコーポレート銀行が、当社の代理店として信託代理店業務の取り扱いを開始しました。（詳細は10ページをご覧ください。）

みずほフィナンシャルグループ「中核4社」の概要



みずほ信託の経営戦略

基本戦略

真にグローバルスタンダードに^{かな}適った
最強・最良の法人特化型信託銀行の実現



「みずほ信託銀行グループ」としての総合力の発揮

質・量両面にわたるトップ・ティア信託としての地位確立

受託者責任の貫徹およびコンプライアンスの徹底

「専門性の向上」と「働き甲斐のある職場」の実現

分野別重点戦略

年金・資産運用業務

- 信託代理店制度の活用による営業力の強化とプロダクト営業体制の高度化によるコンサルティング・ソリューション力の強化
- 先鋭的な運用戦略の提供・年金コンサルティング体制の強化・確定拠出年金へのグループを挙げた取組み等によるプロダクト提供力の強化
- ITを活用した新サービスの導入等によるサービス提供ツールの高度化

証券管理業務

- 信託代理店制度の活用による金融法人マーケットのニーズ対応力強化
- 資産管理サービス信託銀行と連携した高度なカストディーサービスの提供
- セキュリティーズレンディング・私募投資信託の販売等、関連業務の取り組み増強
- ベストクオリティー体制の構築と業務の効率化推進

証券代行業務

- 信託代理店制度の活用によるニーズ対応力の強化
- 「株式法務・実務コンサルティング体制」の強化・公開支援・企業再編ノウハウの提供・株主総会IT化対応等によるプロダクト提供力の強化
- 経費率引下げによるコスト競争力の強化と受託事務品質の向上

債権流動化業務

- 信託代理店制度等の活用による受託増強及びアレンジメント業務の推進
- 信託機能を駆使したソリューション型商品提供の強化
- リスク管理体制の更なる高度化とプロセッシング能力アップによる受託事務水準の向上

法人特化型営業の特別戦略



8

法人特化型営業の特別戦略

企業会計制度の変更、運用環境の変化、更には「確定拠出年金法」「確定給付企業年金法」に象徴される新たな年金制度の施行等、企業年金を取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。

このような環境変化のもと、当社は、法人特化型の信託銀行として、お客さまの高度化・多様化するニーズに即応するため、営業部・事業本部一体となった組織体制を構築し、「ソリューション型営業」の強化およびサービス内容の高品質化に努めていきます。

ストラテジック・バンドル・サービスの提供

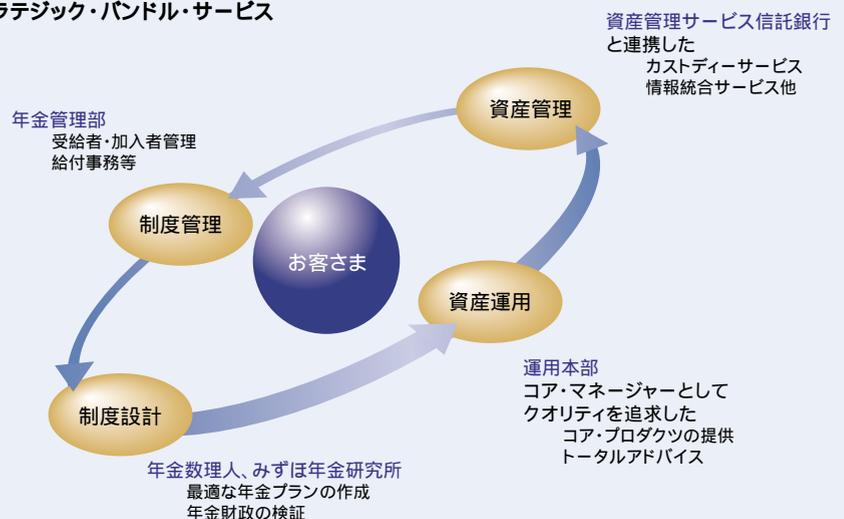
退職給付会計制度の導入により、企業年金はいわば「連結子会社」化しており、年金資産の運用および制度運営の巧拙が、直接的に企業財務に影響を及ぼしつつあります。

また、国内株式市況の低迷等により運用利回りが低下し、キャッシュバランス制度、確定拠出年金制度、代行返上等、制度面での選択肢も増えるなかで、改めて企業年金のリスクコントロールに注目が集まっています。

当社は、年金の制度設計・数理・運用・財務等年金に関する総合的なサービスを提供する専門室として「年金ソリューション室」を設置しました。

お客さまの「戦略的年金パートナー」として、財務面の影響や人事処遇の観点を踏まえ、制度設計コンサルティングの実施、その制度にマッチした運用アドバイス及び運用商品の提供等、お客さまのニーズに総合的に応える「ストラテジック・バンドル・サービス」を通じ、高度な「ソリューション型営業」の実践に努めていきます。

ストラテジック・バンドル・サービス

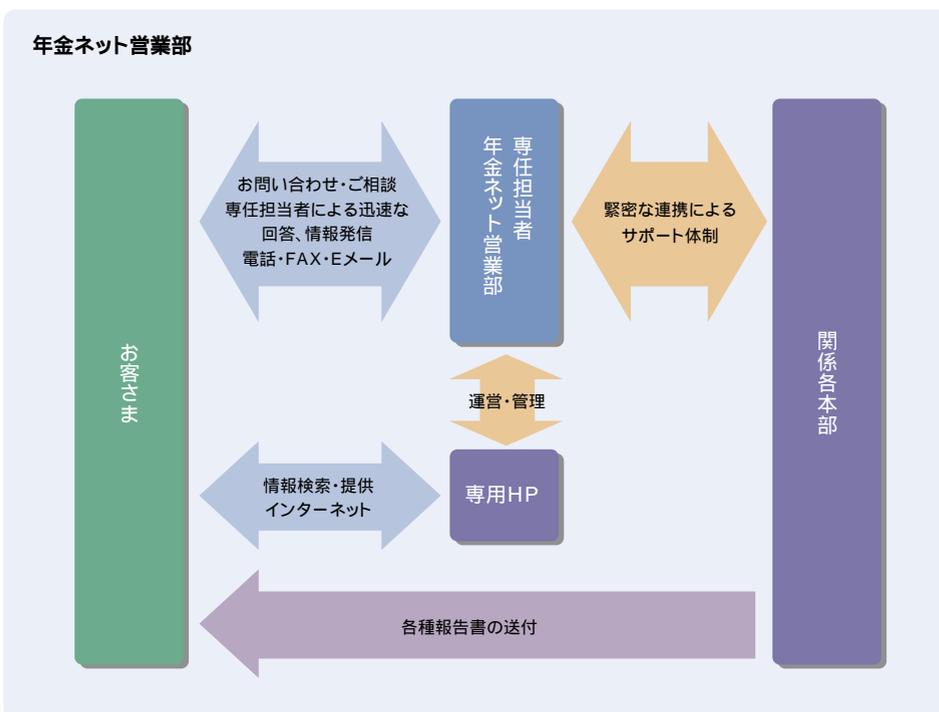


年金ネット営業部の設置

退職金・年金制度を取り巻く環境が大きく変わろうとしているなかで、サービス内容の高品質化に加え、お客さまからのご照会、ご要望が多様化しており、より迅速かつ的確な対応が求められています。

また、通信・情報技術の進展により、企業内外の情報連絡手段としてイントラネット、インターネットが定着化し、従来紙ベース主体であった各種報告書、資料等についても、デジタルメディア経由での情報提供に置き換わりつつあります。そのような環境変化を踏まえ、当社はIT時代に合致したスピーディーかつ品質の高いサービスを提供できる新たなビジネスモデルとして、平成13年11月に「年金ネット営業部」を設置しました。

同営業部では、お客さまごとに年金業務経験の豊富な専任担当者を配置し、ホームページ、Eメール等の活用により、お問い合わせ、ご相談事項に対するクイックレスポンスを実現し、運用ディスクロズ、年金制度関連資料のインターネット発信等を通じ、最新の情報をリアルタイムで提供していきます。



グループ内信託代理店制度の導入

－ みずほ銀行・みずほコーポレート銀行における当社代理店業務の取扱開始について －



10

グループ内信託代理店制度の導入

信託代理店制度とは、信託銀行の委託を受けて代理店となった金融機関が、お客さまに信託商品の説明や勧誘を行ったうえで、お客さまを信託銀行に取り次ぐ仕組みです。

これまででは、信託代理店となることができるのは地域金融機関などに限られていましたが、今般の規制緩和により、都市銀行などにも対象が拡大されました。

これを受け、平成14年4月より、みずほ銀行とみずほコーポレート銀行が、当社の代理店として信託代理店業務の取り扱いを開始しました。

代理店が取り扱うのは、年金信託、証券代行、特定金銭信託、特定金外信託、特定包括信託、有価証券信託、金銭債権信託等の法人向け信託商品で、当社業務の全般にわたります。

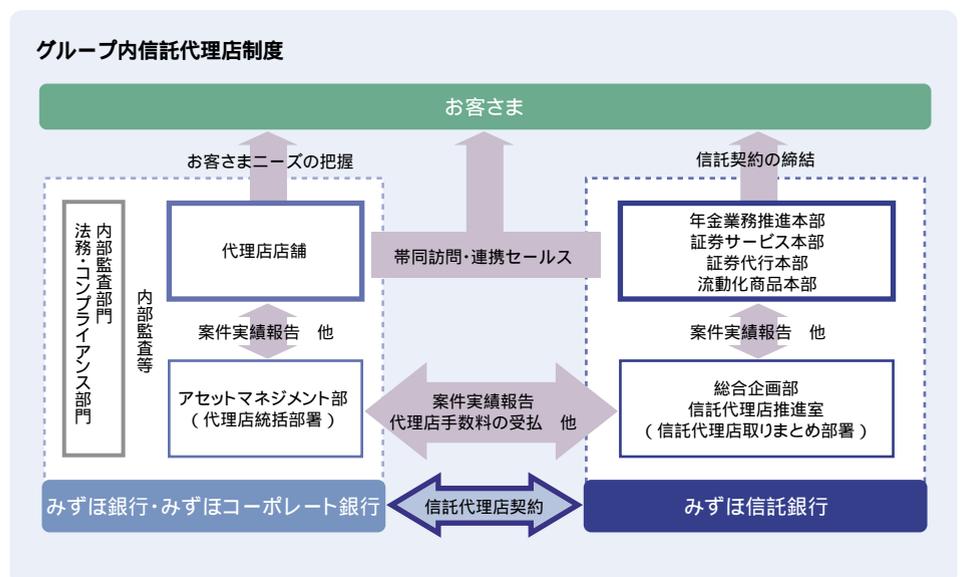
また、スタート当初の代理店業務取扱店舗は、みずほ銀行では法人取引主体の118カ店、みずほコーポレート銀行では全188店舗となっています。

なお、みずほ銀行の取扱店舗は、お客さまのニーズに応じて、今後、順次拡大を行っていく予定です。

当社では、グループ内信託代理店制度の円滑な導入・運営を目的として、平成14年2月に、総合企画部内に信託代理店推進室を新設しました。

信託代理店推進室では、有力なセールスチャネルの一つである信託代理店を最大限に活用するため、代理店業務推進全般に関する企画・立案を行うほか、代理店での営業活動へのさまざまなサポートを行っていきます。

グループ内信託代理店制度の導入で、みずほ銀行とみずほコーポレート銀行が当社の信託商品をお客さまに直接ご提供することが可能となり、お客さまの多様かつ高度な金融ニーズに対して、これまでも増して一段と迅速、的確にお応えすることができるようになりました。



資産管理サービス信託銀行との連携

当社は、親密生保4社（朝日生命保険、第一生命保険、富国生命、安田生命保険）と、マスタートラストを含む資産管理業務の分野で提携し、資産管理専門の信託銀行「資産管理サービス信託銀行」を共同設立して、資産管理に関わる業務を連携して行っています。

資産管理サービス信託銀行への資産集約

内外の証券決済制度改革（決済期間の短縮化等）の進展に伴い資産管理機関は、より迅速かつ高度な資産管理サービスの提供が求められています。

当社は、親密生保4社と共に、資産管理サービス信託銀行に資産を集約すると同時に、資産管理に関するノウハウや経営資源を結集することにより、規模の利益を最大限に享受するとともに、これまで以上に高い水準のサービスをお客さまに提供していきます。

マスタートラスト業務への取り組み

複数の年金プランあるいは投資マネージャーを一元管理する「マスタートラスト」は、近年わが国においても導入の議論が盛んに進められています。

資産管理サービス信託銀行は、その主要業務のひとつであるマスタートラスト業務への取り組みの一環として、既に「情報統合サービス」の提供を開始しており、多くのお客さまにご利用いただいています。

当社は資産管理サービス信託銀行と連携し、資産統合など本格的なマスタートラストビジネスに取り組むとともに、キャッシュ・マネジメント、オーバーレイ・マネジメント等、マスタートラストに関わる先進的サービスを提供していく予定です。



▶ マスタートラスト

一般的に「複数の年金プランあるいは複数の投資マネージャーを管理するために設定される単一の信託契約で、一つの信託銀行が年金資産の集中管理と会計報告の一元化を行なう仕組み」をいいます。米国では1970年代に始まり、現在は寡占化が進行し巨大マスタートラストが出現しています。

わが国においても、近年「日本版マスタートラスト」導入の議論が盛んに進められ、厚生年金保険法の改正等による環境整備も徐々に整ってきています。

▶ 情報統合サービス

年金資産等の資産運用情報を一元的に管理し、統合した情報を提供するサービス。

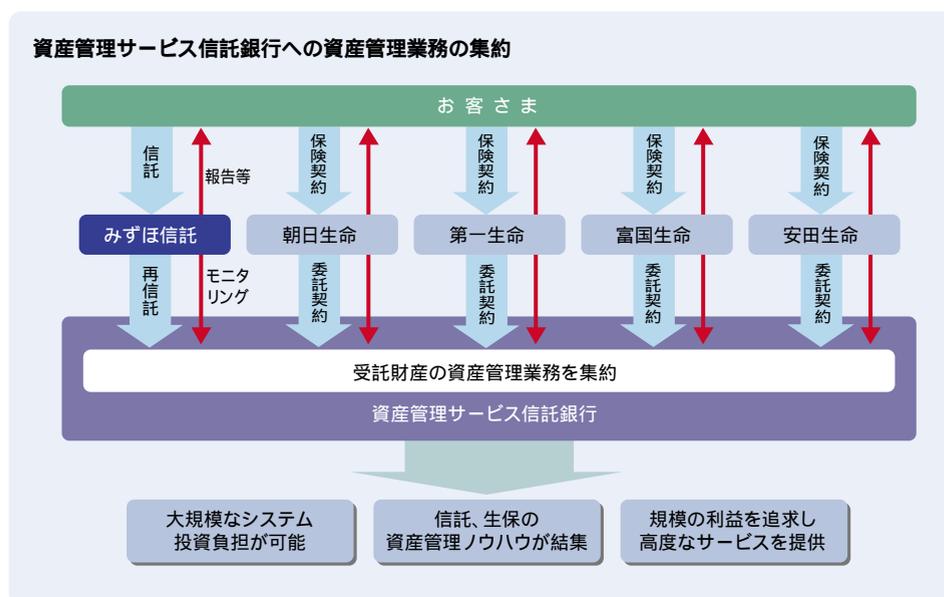
「ポートフォリオ管理」「パフォーマンス分析」「コンプライアンスチェック」「コスト分析」等のメニューを提供しています。

▶ オーバレイ・マネジメント

為替、ポートフォリオ等を資産全体で一元的、横断的に管理する委託形態。為替を管理する為替オーバーレイ、ポートフォリオを管理するポートフォリオ・オーバーレイがあります。

▶ 再信託

信託受託者が信託事務の一部を他の信託銀行に行わせるため、他の信託銀行と信託契約を結び、管理業務を委託するもの。



みずほ年金研究所との連携 — 企業年金改革への対応 —



12

みずほ年金研究所との連携

企業年金改革

平成13年10月の確定拠出年金法施行、平成14年4月の確定給付企業年金法施行は、昭和37年に適格年金の発足により始まったわが国企業年金の歴史を大きく転換する、大改革といえます。こうした一連の制度改革は、平成12年4月から導入されている退職給付会計や、13年4月から可能になった会社分割制度による企業再編ブームともあいまって、企業年金を実施するお客さまに計り知れないインパクトを与えることが予想されています。いうまでもなく、確定拠出年金や確定給付企業年金の導入は、年金の給付設計に幅を持たせ、多様化した従業員のライフスタイルに対応した退職給付制度の選択肢を広げるものです。しかしながら企業年金を実施するお客さまにとっては、制度の運営に多大なエネルギーを費やすとともに、重要な経営判断を求められる状況にあるといっても過言ではありません。

コンサルティングの重要性

このような大改革に対応し、企業年金制度を的確に運営していくためには、企業はどのような対策をとればよいのでしょうか。検討すべき項目は、数限りなく存在します。例えば、従来の年金という枠組みの中だけでも、給付設計を変更してハイブリッド年金を導入する、厚生年金基金であれば代行返上する、代行返上した後をどうするのか、といった選択肢がありますし、さらに根拠的な課題として、確定拠出年金を導入する、退職金を廃止して前払退職金制度を導入する、といったことも検討しなければなりません。またこうした制度変更が企業会計に与える影響も無視できませんし、企業再編時にどのような制度を構築・統合することが適切なかを判断することも求められます。このような諸課題を検討するため、さまざまなノウハウと経験を備えたコンサルタントの活用が重要となります。

みずほ年金研究所の年金コンサルティング

みずほ年金研究所の年金コンサルティング業務は、退職金・年金制度の構築から退職給付会計のシミュレーション、制度導入のお手伝いまで、退職給付制度についてお客さまのあらゆるご要望に対応できるコンサルティングメニューを用意し、年金数理人を含む経験豊富なコンサルタントが実務に即した提案を行うことを特徴としています。平成12年4月の業務開始以来の受託実績は31件に上り、その実践的な内容が「他にはない」とお客さまから好評をいただいています。

平成14年1月には、確定拠出年金の導入コンサルティングの専担チームとしてコンサルタントを3名、また企業再編や新企業年金に対応するため年金数理人を2名配置し、総勢14名の体制を整えて日々増加するコンサルティングニーズにお応えしていきます。

確定拠出年金・ハイブリッド年金への取組み

当社「確定拠出年金推進室」と協働し、みずほフィナンシャルグループのコンサルティングビークルとして、確定拠出年金の導入を計画されているお客さま向けに導入コンサルティングを提供しています。既存の退職金・年金制度からの移行、モデルに沿った掛金額の算定など、専担のコンサルタント3名がパッケージプランを提供します。

また今年4月から認められたハイブリッド年金（いわゆるキャッシュバランスプラン）の導入コンサルティングにもいち早く対応しており、制度設計から導入後の財務シミュレーションまで提案メニューを取り揃えています。

<みずほ年金研究所の沿革および事業内容>

みずほ年金研究所は、「年金」と「資産運用」に特化したわが国初の専門研究機関として設立されたみずほ信託銀行100%出資の子会社であり、年金コンサルティング業務のほか、主に年金制度・投資理論に関する調査研究、情報発信を行っています。機関誌「みずほ年金レポート」を毎月発行し、内外の研究者による先端的な研究成果を発表しており、その専門性やレベルの高さで各方面より評価をいただいています。



トピックス — この1年の実績 —

年金信託・年金特定(金銭)信託受託残高



年金信託・年金特定(金銭)信託受託件数



年金(数理)業務:総幹事受託件数



国内株式完全法パッシブ・ファンド(第23株式口)時価総額



年金業務:年金受託残高・件数

厚生年金基金・適格退職年金の受託残高および受託件数は、幅広くお客さまのご支持をいただき、年金信託・年金特定(金銭)信託ともに、おかげさまで信託銀行の中でもトップクラスの増加となりました。

今後もみずほフィナンシャルグループの中核会社として、お客さまのご期待にお応えするべく一層のサービス向上を目指していきます。

年金信託・年金特定(金銭)信託受託残高

(単位:億円、%)

	13/3末残高	13/9末残高	14/3末残高	年間増減	増減率
年金信託	47,842	49,127	49,863	2,021	4.2
年金特定(金銭)信託	25,114	26,938	31,261	6,147	24.5

年金信託・年金特定(金銭)信託受託件数

(単位:件、%)

	13/3末件数	13/9末件数	14/3末件数	年間増減	増減率
年金信託	3,261	3,309	3,339	78	2.4
年金特定(金銭)信託	620	699	799	179	28.9

年金(数理)業務:総幹事受託件数

年金数理・管理業務に係る総幹事業務の受託件数について、解散等の減少分を除き昨年度比53件の増加となりました。年金制度改革への対応が求められる中、当社のサービス内容を評価いただけるよう今後も努力していきます。

(単位:件、%)

	13/3末件数	13/9末件数	14/3末件数	年間増減	増減率
総幹事(業務委託契約)	1,353	1,346	1,350	△3	△0.2
うち新規受託件数	—	22	31	—	—

資産運用業務:国内株式完全法パッシブ・ファンド残高

リサーチ重視のアクティブ運用とともに、当社はパッシブ運用においても実績を積み重ねています。そのひとつとして、本邦系運用機関としては唯一のファンドである国内株式完全法パッシブ・ファンド(第23株式口)が、お客さまから高いご評価をいただき、大きく残高を伸ばしています。

国内株式完全法パッシブ・ファンド(第23株式口)時価総額

(単位:億円、%)

	13/3末残高	13/9末残高	14/3末残高	年間増減	増減率
国内株式完全法パッシブ・ファンド(第23株式口)	836	1,446	1,766	930	111.2

証券管理業務：受託残高

お客様のニーズに応じた最適な商品提供の結果、特定金銭信託・特金外信託・特定包括信託において残高が増加しました。証券投資信託・レボ有価証券信託においては市況の低迷の影響により年度後半にかけて残高が減少したものの平成13年3月末比で増加しています。

今後も、資産管理サービス信託銀行とともに、引き続き事務水準の一層の向上に努めるとともに、より先進的かつ満足度の高いサービスを提供していきます。

特定金銭信託・特定金外信託・特定包括信託受託残高 (単位：億円、%)

	13/3末残高	13/9末残高	14/3末残高	年間増減	増減率
特定金銭信託・特定金外信託・特定包括信託	30,433	33,686	49,605	19,172	63.0

(資産管理サービス信託銀行による直接受託分を含みます。)

証券投資信託受託残高 (単位：億円、%)

	13/3末残高	13/9末残高	14/3末残高	年間増減	増減率
証券投資信託	59,191	75,655	59,966	775	1.3

(資産管理サービス信託銀行による直接受託分を含みます。)

レボ有価証券信託受託残高 (単位：億円、%)

	13/3末残高	13/9末残高	14/3末残高	年間増減	増減率
レボ有価証券信託	23,057	34,159	25,989	2,932	12.7

(資産管理サービス信託銀行による直接受託分を含みます。)

退職給付信託時価残高

退職給付信託につきましては、平成12年4月より取扱いを開始しましたが、企業の退職給付会計導入後の対応ニーズにお応えした結果、2年間で160社のお客様にご利用いただきました。

国内株式市場の低下により、時価残高としては前年度末比若干減少していますが、受託残高シェアは引き続き業界第1位の座を占めています。

今後もお客様のさまざまなニーズにお応えできるよう、対応していきます。

(単位：億円、%)

	13/3末残高	13/9末残高	14/3末残高	年間増減	増減率
退職給付信託	16,885	14,710	16,174	△711	△4.2

特定金銭信託・特定金外信託・特定包括信託受託残高



証券投資信託受託残高



レボ有価証券信託受託残高



退職給付信託受託時価残高



トピックス

— この1年の実績 —

証券代行業務：受託会社数



証券代行業務：

受託会社数

株式公開会社の委託替え増加が顕著であったことに加え、将来の株式公開予備軍である優良会社からの受託もあり、業界トップクラスの受託会社数増加を実現しました。また、これまでに受託した優良未公開会社の新規公開もあり、公開会社受託会社数も順調に伸びています。

(単位：社数、%)

	13/3末	13/9末	14/3末	年間増減	増減率
受託会社数	753	798	834	81	10.8
内株式公開会社数	446	467	481	35	7.8

証券代行業務：管理株主数



管理株主数

株式移転等の株式実務コンサルティングの他、株式公開会社の大型委託替増加、さらに、新規株式公開、くくり直し(株式売買単位の引下げ)等も加わり、業界トップクラスの管理株主数増加を実現しました。

(単位：万名、%)

	13/3末	13/9末	14/3末	年間増減	増減率
管理株主数	414	427	453	39	9.4

買掛金一括支払信託受託残高



債権流動化業務：金銭債権信託受託シェア本邦トップ

債権流動化業務の指標である金銭債権信託受託シェアにおいて、当社は業界第1位の座を占めています(平成14年3月末時点で、全国信託銀行残高対比19.0%のシェアを保持)。企業にとって、資金調達手段の多様化・資産オフバランスニーズはますます高まっており、当社はこの分野でも積極的に業務を展開していきます。

買掛金一括支払信託

(単位：億円、社、%)

	13/3末	13/9末	14/3末	年間増減	増減率
受託残高	3,391	3,462	3,779	388	11.4
支払企業数	50	58	71	21	42.0

金銭債権信託受託残高およびシェア



金銭債権信託

(単位：億円、%)

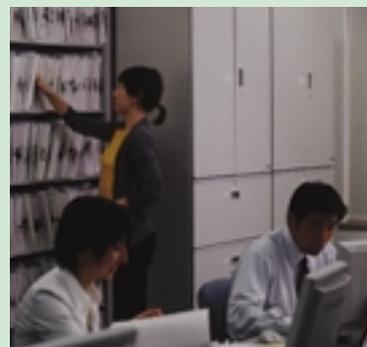
	13/3末	13/9末	14/3末	年間増減	増減率
受託残高	29,084	29,090	26,452	△2,632	△9.0
受託シェア	30.4	28.1	19.0	△11.4	—

事業内容紹介

- 18 年金業務
- 20 資産運用業務
- 22 証券管理業務
- 24 証券代行業務
- 26 債権流動化業務
- 28 海外拠点・現地法人

年金業務

退職給付会計の導入を契機として始まった企業年金改革の動きは、確定拠出年金および確定給付企業年金の導入により本格化し、まさに“企業年金ビッグバン”といった様相を呈しています。制度や給付設計の選択肢が多様化したことで、企業が判断しなければならない事柄が飛躍的に増大している上に、会社分割等の企業再編も一般化し、再編に伴う年金制度の統合や再構築といった困難な課題も多く見られます。こうした変革期にお客さまのニーズに一つ一つお応えしていくことが当社の特徴であると考え、お客さまのベスト・ソリューション・パートナーとして、より高品質かつ的確なサービスを提供していきます。



18

年金業務

ベスト・ソリューション・パートナーとして



企業再編、退職給付会計、新しい年金制度の実施など、企業年金を取り巻く環境が大きく変化する中、お客さまの意思決定をサポートし、お客さまのご要望を実現する適切な提案と高品質なインフラストラクチャーを提供することが真のソリューションであると考えます。そのために当社は、様々なサービス・プロダクトを開発し、提供していきます。

ストラテジック・バンドル・サービス

「年金ガバナンス」の視点から、制度・財務・運用をトータルに捉え、リスクコントロールを主眼に提案します。

みずほ信託のコンサルティング

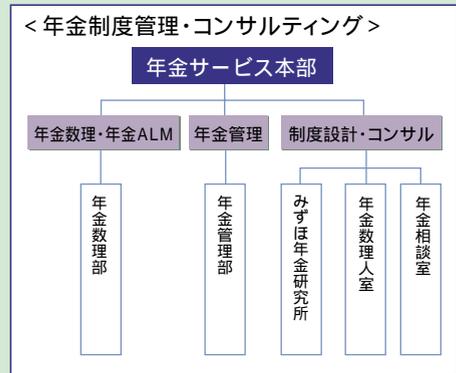
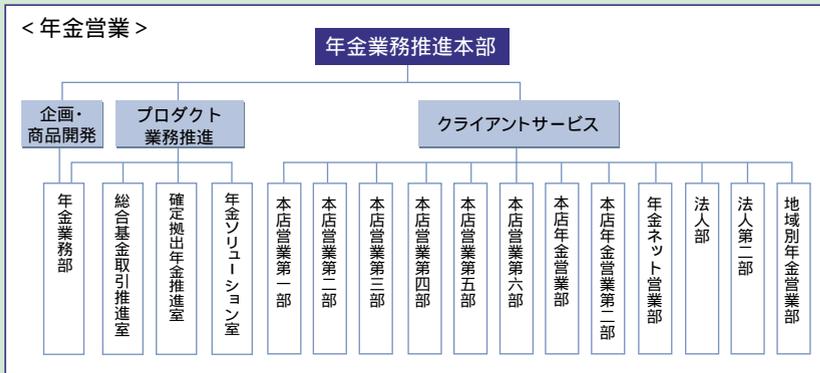
ベスト・ソリューションの入口として、これまで以上にコンサルティングが重要な意味を持ちます。当社は、みずほ年金研究所とも協働し、業界トップレベルのノウハウを駆使して年金・退職金制度コンサルティングを提供します。また制度設計だけでなく、今や年金制度の受託者責任を果たす上で欠かせない年金ALMや、効率的な事務運営・運用効率向上のためのコンサルティングメニューもご用意し、お客さまのあらゆるニーズにお応えします。

▶ 年金ALMとは

年金制度の「負債=LIABILITY」の分析に基づき最適な「資産=ASSET」構成を構築して効率的な資産運用を行うためのコンサルティング。

みずほ信託の企業年金

適格退職年金制度業界第1号の受託（昭和37年）をはじめ、昭和41年の厚生年金基金制度発足以降も、当社は企業年金制度の普及・拡大に努めてまいりました。代表的な企業年金制度である厚生年金基金の受託件数は790件「うち、単独受託および総幹事（業務委託契約）受託件数222件：平成14年3月末現在」とトップクラスの実績を誇っています。当社は、制度管理業務、資産運用業務、資産管理業務からコンサルティングにわたる「年金の総合受託機関」として、長い歴史に培われた高品質なインフラストラクチャーを構築し、企業年金の委託者、加入者・受給者のみなさまから厚い信頼をいただいています。



インターネットを使用したサービスの提供にも力を入れており、厚生年金基金のお客さま向けの情報提供サービス「P-WEB」や、適格年金のお客さま向けの「適格年金ネットサービス」を実用化し、リアルタイムの情報提供に努めています。

こうした実績が評価され、平成13年運用機関の年金顧客評価調査（格付投資情報センター「年金情報」実施）で「新たに採用したい運用機関」の第1位にランキングされました。

確定拠出年金・ハイブリッド年金への対応

確定拠出年金法・確定給付企業年金法により、これまででない全く新しい年金制度である確定拠出年金（日本版401k）・ハイブリッド年金（いわゆるキャッシュバランスプラン）が導入できることになりました。当社ではいち早くこれに対応し、システム構築等受託体制を整備することで、制度導入に向けたコンサルティングも提供しています。

▶ 確定拠出年金とは

米国の401(k)プランに代表される「確定拠出年金」は、掛金額をあらかじめ決定し、運用実績に基づいて給付額が決定される制度。

運用の指図は、各加入者が自己責任で行うことになるため、投資教育が重要になります。

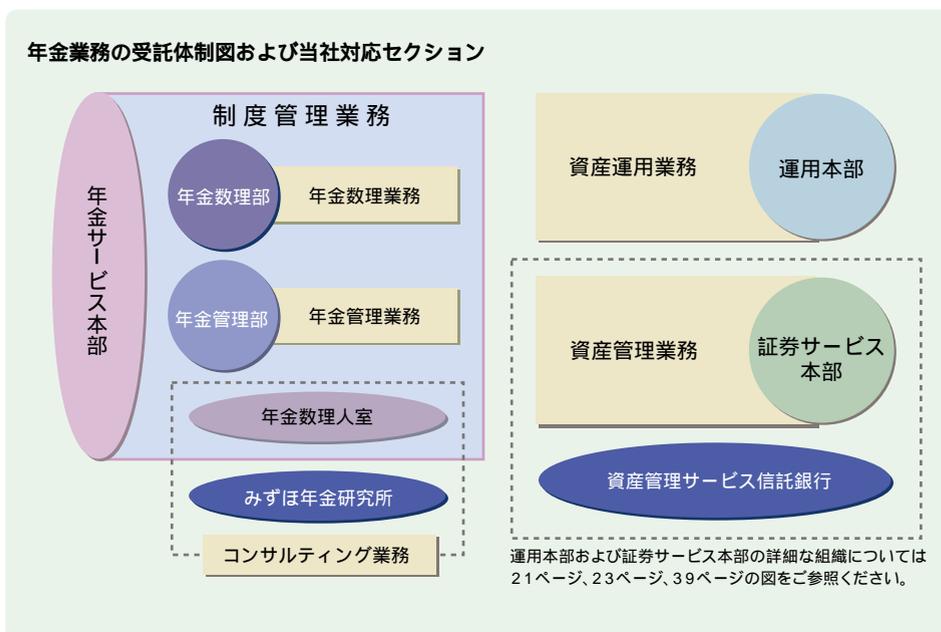
日本では平成13年10月から導入されており、企業従業員を対象とする「企業型年金」と、自営業者等を対象とする「個人型年金」の2つの制度があります。

▶ キャッシュバランスプランとは

確定拠出年金と確定給付年金の両方の特徴を併せ持つ新しい年金制度で、従業員ごとに毎月のクレジット額（みなし掛金額）に一定の利率を付加した額を個人別の口座に積み立てるもの。

積立額を個人別に管理するところは確定拠出年金と同じですが、企業が拠出する掛金額は企業全体で決定し、資産運用も企業が行う点が異なります。

企業会計上、債務の金利変動リスクが小さいことから、多くの企業に普及すると見込まれています。



資産運用業務

経済活動の低迷や深刻化するデフレを背景に、低金利の長期化・株式市場の不振等、資産運用をめぐる環境は一段と厳しさを増しています。一方で、企業年金に関する一連の制度改革や公的機関の資金運用における諸改革を受け、資産運用業務に対する社会の関心や期待はかつてないほど高まっています。

このような状況において、運用本部では、企業年金や公的機関等のご資金の運用について、高品質な各種運用プロダクトを提供することはもちろん、お客さまと問題意識を共有することに努め、資産運用を中心とした提案や情報提供等、的確なソリューションを提供することで多様化するニーズにお応えしています。



▶ ベンチマーク

資産運用の目標を示し、また運用成果の評価基準ともなるもの。一般的にはTOPIXのような市場指数が利用されます。

ベンチマークを上回る高収益（超過収益といいます）を狙うものをアクティブ運用、ベンチマークと同様なパフォーマンスを目指すものをパッシブ運用と呼びます。

アクティブ運用：徹底したリサーチで超過収益を追及

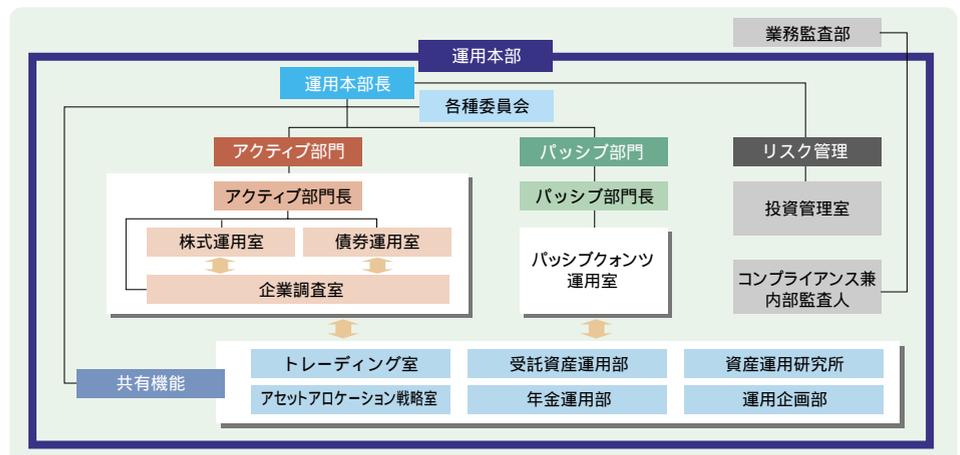
お客さまに評価いただける運用プロダクトの提供は資産運用業務の根幹ですが、当社では品質と品揃えの両面でお客さまの要望にお応えできるよう努めています。

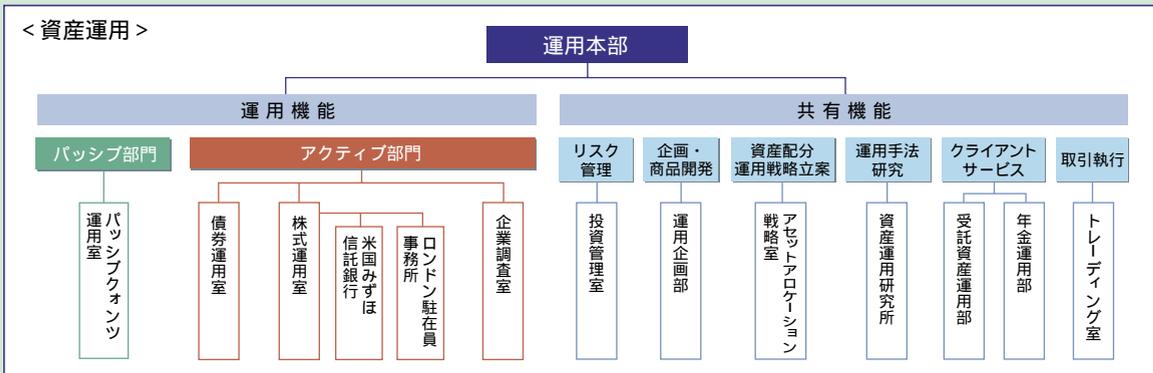
まず、アクティブ運用においては、国内外の株式・債券共通の方針として、ボトムアップに重点をおいたファンダメンタル・リサーチによりベンチマークに対する超過収益を追求しています。個別銘柄の分析・評価のためのリサーチ体制構築には、これまで特に力を入れてきました。

国内株式では、企業調査室に所属する専任アナリスト約20名が、調査対象銘柄（現状700銘柄程度）のすべてについて、企業訪問をはじめとしたリサーチを行い、向こう5年間の業績を予測しています。対象銘柄のカバレッジの広さや5年という長期の予測という点で、特長ある活動を行っています。

外国株式においては、リサーチ力で評判の高いバーンスタイン社と提携し、同社内にデスクをおく等、情報面を中心に緊密な関係を保っています。同社から提供される優れたリサーチをベースに、ニューヨーク及びロンドンの駐在スタッフを中心としてモデルポートフォリオを構築し、成果をあげています。

なお、本年5月に国内株式及び外国株式のファンドマネジャーを新たな株式運用室に統合し、リサーチからポートフォリオ構築までグローバルな視点をもって内外で連携・相互補完を目指す体制に再編しています。





債券については、債券運用室にクレジット・アナリスト4名を配置し、事業債等の詳細な分析・評価を行っています。クレジット・アナリストは、発行体の信用力に基づく格付付与だけでなく、需給も含めた総合的な分析を行い、債券の銘柄選定に結びつけています。こうした債券の個別銘柄リサーチは、当社債券アクティブプロダクト全般のベースとなっていますが、特にクレジット・スプレッド戦略はこの成果をフルに活用して実績をあげています。

パッシブ運用：高精度プロダクトに付加サービスをセットで提供

パッシブ運用においては、1984年に他社に先駆けて国内株式パッシブファンドを提供して以来、国内運用機関におけるこの分野のパイオニアとして、業界をリードしつづけています。最近ではマネジャー・ストラクチャーの再構築を図られるお客さまが多くなっています。こうした動きの中で、当社では、パッシブプロダクトとしての精度向上はもとより、レンディングやリバランスといった付加サービスをもあわせ提供することで、パッシブ・コア運用のニーズにもお応えしています。

ソリューション：制度改革対応をはじめお客さまの多様なニーズに的確にお応え

ソリューションの面でも、企業年金のお客さまに対し政策アセット・ミックスからマネジャー・ストラクチャー構築、パフォーマンス及びリスクのモニタリングまで一貫した提案や情報提供を行なうサービスや、確定拠出年金、キャッシュバランスプラン、代行返上等、年金制度改革を踏まえた新たな分野へ運用プロダクトを開発・提供する等、お客さまが抱える課題に的確なソリューションを提供できる体制を整えています。

管理・トレーディング体制：高品質なプロダクトとサービスを支える

高品質な資産運用サービスを提供するための基盤づくりにも力を入れています。

管理面では、運用本部内に投資管理室を設け、コンプライアンス、リスク管理、パフォーマンス分析を行っています。さらに、業務監査部所属の内部監査人兼コンプライアンスオフィサーが運用本部に常駐し、運用本部から独立した立場で業務運営をチェックしています。

トレーディングについては、専任トレーダーを配置し、内外の株式・債券や為替等について効率的な売買執行を迫及しています。システムサポート面でも、トレーディングシステムをいち早く開発・導入する等、特に充実を図ってきました。さらに、売買執行の前後それぞれに詳細なコスト分析を行い、さらなるスキルアップに努めています。

確定拠出年金向け運用商品の提供

これまで企業年金の資金を運用してきたパッシブファンドを活用した新たなファンドを開発し、確定拠出年金のお客さまに提供を開始しています。

●マイブレンド (資産構成固定型ファンド)

国内・海外の株式・債券の資産構成割合はあらかじめ定めた基本比率を保ち、運用します。

●ライフマネージ (年別資産構成変更型ファンド)

商品ごとに目標年度が近づくにしたがって、株式や外貨建資産の構成割合を低下させてリスク水準をマネジメントする運用を行います。

証券管理業務

当社は特定金銭信託・特定金外信託をはじめ、証券投資信託、有価証券信託等、資産運用にかかわる大量かつ複雑な有価証券の管理業務を行っています。当社は証券管理を信託の根幹業務のひとつとして位置付けて取り組んでおり、その高い専門性に基づくサービスはお客さまに高い評価をいただいています。

今後も、「資産管理サービス信託銀行」とともに、一段と専門性を高め、資産管理機関としての更なるプレゼンスの確立を目指しています。



▶ 自己株式取得信託

お客さまから資金を預かり、当社がお客さまの発行する自己株式の取得および事務管理を行う信託。お客さま自身が取得を行う場合と比較し、買付のアウトソースを行うことができるとともに、証券管理の事務負担を大幅に軽減できます。

▶ ETF (Exchange Traded Fund)

ファンドを証券取引所に上場し、取引所で売買される投資信託。2001年4月の緊急経済対策において導入が決定され、TOPIX、日経225等の株価指数等に連動する商品が販売されています。

新商品・サービスへの積極的な取り組み

資産管理業務に関わるさらなる先進的サービスとして、当社ではセキュリティーズレンディング(有価証券の貸付)サービスを始め、レポートのインターネット配信や、外国株式議決権行使を含めた外国証券総合サービスなど、お客さまの幅広いニーズにお応えしています。

また制度改正等に対応した新商品への取り組みも積極的に行っており、平成13年10月の商法改正(金庫株解禁)に伴い、企業の持合株式解消の受皿等として増大している自己株式取得のニーズに対応し、「自己株式取得信託」の受託にも積極的に取り組んでいます。

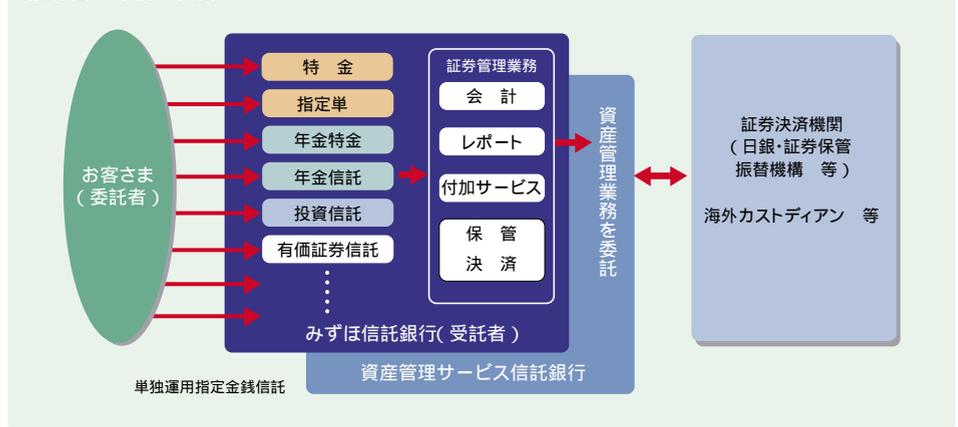
投資信託業務においても、昨年度に導入されたETF(上場投資信託)にいち早く対応し、投資家の利便性の確保と投資家保護を考えた独自のスキームを開発しています。

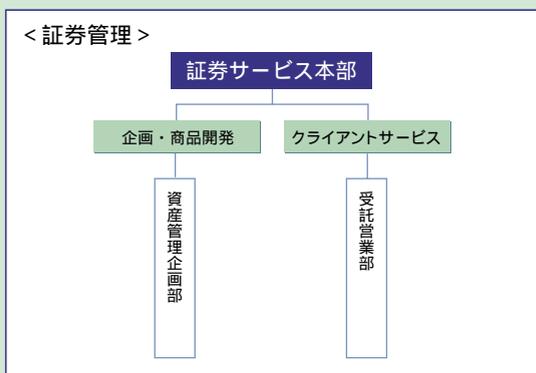
今後も当社では、制度改正やお客さまのさまざまなニーズに応じ、先進的なサービスを開発・提案していきます。

証券決済制度改革への対応

資産管理業務においては現在、決済リスクの低減・決済の効率性の向上などを目指した大規模な証券決済制度改革が進んでいます。今後統一的な証券決済法制の整備により、有価証券のペーパーレス化・決済期間の短縮などの具体的な施策が進められていく予定です。

証券管理業務の概要





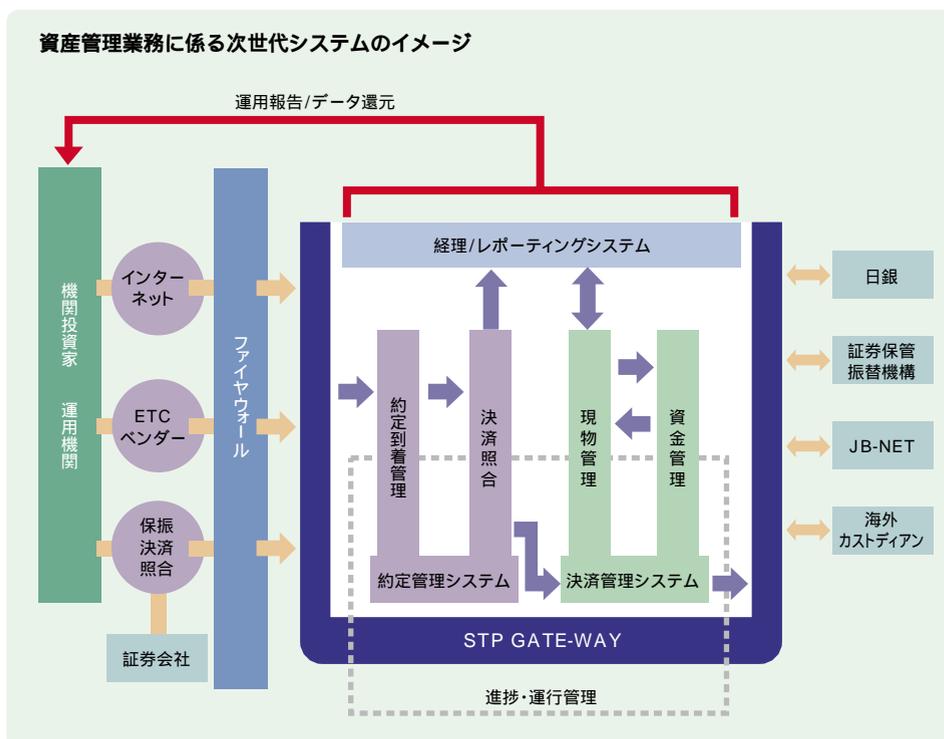
当社ではこの制度改革に対応すべく、有価証券の約定から決済・会計処理にいたる自動処理 (STP) 化への対応等を可能とするため、大規模なシステム投資を行っています。

資産管理業務における次世代システム構築

当社では、前述の証券決済制度改革に対応するため、資産管理サービス信託銀行と共同し、資産管理業務に関する次世代システムを構築中です。

次世代システムにおいては、約定から決済への自動処理 (STP) 化に完全対応し、来たるべき T+1 決済 (約定の翌日決済) 等への対応を可能とします。

今後も、資産管理サービス信託銀行とともに、資産管理業務におけるベストプレゼンスの実現に向け、最新のテクノロジーを駆使したシステム開発を行ってまいります。



証券代行業務

平成13、14年度にわたる大規模な商法の改正、総会IT化等により、証券代行業をめぐる業務環境は大きく変化しています。

当社は、豊富なコンサルティング経験を背景に変化を先取りした提案を行うと共に、良質かつ低コストのサービス提供に努め、お客さまの期待に応えていきます。



▶ 株主総会IT化システム

電子行使

- ・一般議決権行使
- ・議案別行使
- ・不統一行使
- ・株主の認証

電子通知

- ・招集通知
- ・参考書類他

電子請求

- ・反対株主買取請求他

報告

- ・業態別行使状況(日報)
- ・日中の行使履歴(リアルタイム)

▶ 商法改正動向

平成13年度

- ・金庫株の解禁
- ・単元株制度の導入
- ・ストックオプション制度の改善
- ・総会IT化
- ・株主代表訴訟と監査役制度の改正

平成14年度

- ・特別決議の定数緩和
- ・各種委員会の設置と執行役制度の創設
- ・重要財産等委員会の設置
- ・株券失効制度
- ・所在不明株主の株式処分
- ・端株・単元未満株買増制度

業務基盤の拡大と信託代理店制度の活用

平成13年度において当社は積極的な業容拡大に努め、業界トップクラスの受託社数増を実現、平成14年3月末には証券代行社数834社、株主数453万名を達成することが出来ました。平成14年度からはみずほ銀行、みずほコーポレート銀行を「信託代理店」として広範囲な営業ネットワークを活かした営業活動を展開するとともに、「プロダクト営業体制」として、新規受託営業を所管する「証券代行営業部」を東京、大阪、名古屋、福岡等の主要都市に設置し、従来以上に専門性の高い体制を確立しています。

総会IT化の対応

13年度商法改正において実施が決まった議決権行使、及び招集通知のIT化は今年度から運用が開始され、当社は「電子行使」については14年6月の株主総会時から、また、「電子通知」「電子請求」については15年3月の株主総会時から、株主は従来の「書面」による行使に加えて、新たに「電子的手段」により、それぞれの手続きが可能となります。

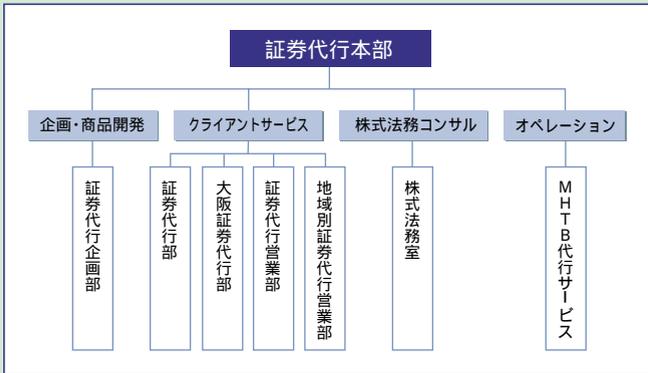
当社は、名義書換代理人業務の重要な業務インフラとなる総会IT化システムについて、最優先課題として開発を進め、セキュリティ面で万全の備えをとりつつ、ローコストで電子行使をおこなうためのシステムを今年度株主総会から提供を開始、併せて議決権行使状況をインターネットで随時把握出来るサービス等も用意し、受託先企業におけるIT化メリット実現のお手伝いをさせていただいています。

14年度商法改正の動向

13年度に続く14年度商法改正では、会社の機関関係に大幅な見直しが見られ、各種委員会設置会社は、利益処分案を株主総会の決議事項から取締役会の決議事項に委譲することが可能となったため、定時株主総会は通常、取締役の選任議案のみとなります。

この結果、我が国の株主総会もこれまでの「プロ株主型」の時代から「一般株主対応型」・「資本市場対応型」の時代へと大きく変貌を遂げることとなり、運営面では報告事項の割合が増加、アメリカ型のIR中心の総会になることが予想されています。

その他、実務界では永年の課題となっていた「株券失効制度」「所在不明株主の株式処分」等、重要な変更が行われており、13年度に続き会社が対応を要する課題は広範囲に及びます。



新たな環境に対応する株式法務・実務コンサルティング

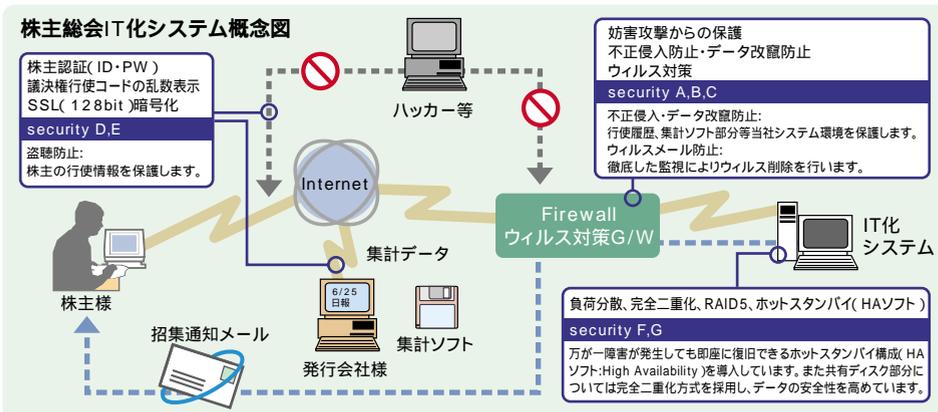
当社では、めまぐるしく変化する環境に対応した株主総会運営をサポートするため、豊富な実務経験に基づいた実践的な役員向け総会レクチャーやアドバイスの実施等、従来型のコンサルティングに加え、IR型株主総会、総会のビジュアル化等、ニーズを先取りした各種の提案を行っています。

また、我が国初の金融持株会社として12年9月に発足したみずほホールディングスにおける経験を踏まえ、企業再編の分野では、株式移転のスケジュール作り、初年度配当原資の確保やSEC対応のアドバイス等、受託先企業が抱える具体的課題に即したコンサルティングを実施、株式移転や株式交換の際に名義書換代理人として数多くの指名をいただいています。

事務品質の向上と新サービスの提供

高質なサービスをより低コストでご提供するため、関連会社であるエム・エイチ・ティー・ビー代行サービス株式会社と連携して、事務の工程管理をシステム化、「原価管理」や「標準生産性」の尺度を導入して、体系的な品質管理を行っています。

また、比率の高まる外国人株主向けIR活動、議決権行使促進活動の有カツールとして、受託会社株式を保有する海外機関投資家(年金・投信)に関する詳細なデータを提供するとともに、国内株主向けには、電話による「議決権行使促進アウトバウンドサービス」を開始、よりきめ細かな株主の声を集めるチャンネルとしてご活用いただく等、新サービスの開発にも力を入れています。



▶証券代行業務

昭和25年の商法改正時に、わが国に導入され、昭和39年、証券取引所が新たに上場する場合の条件として、株式事務を専門機関、即ち証券代行機関に委託することを義務付けたことから急速に普及した業務。

債権流動化業務

債権流動化業務とは、お客さま（委託者）が保有されている債権を、信託方式・SPC（特別目的会社）方式等により信託受益権、ABS¹⁾、CP等に組成して、投資家に販売する業務です。委託者の皆様には、銀行借り入れ・社債・CP発行といったバランスシートの負債勘定に計上される従来型の資金調達方法ではない、保有債権の信用力に依拠した新しい資金調達手段（＝市場型間接金融による資金調達）を提供します。加えて、資産をオフバランス化することにより、資本の効率化にも貢献します。

時代の先端をいく債権流動化業務において、当社は業界トップの取り扱い実績を背景に、効率的かつ安定的な流動化スキームを開発・提案する高度なストラクチャリングノウハウを有しており、最適な商品をオーダーメイドで開発します。



トータルソリューションサービス

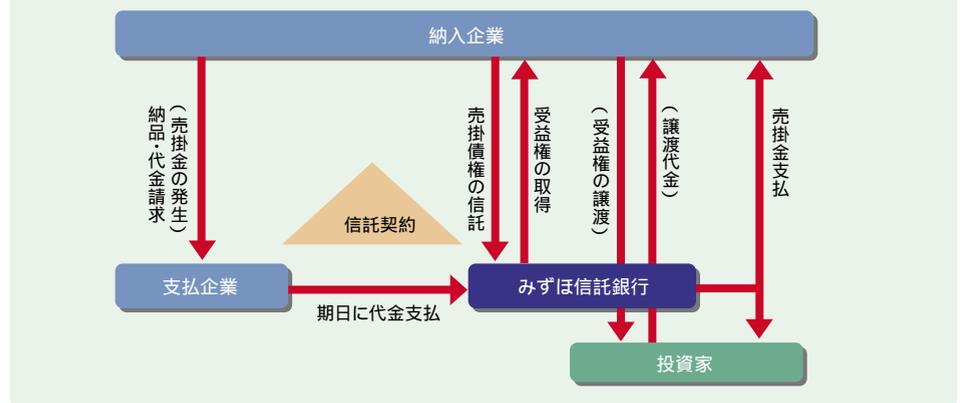
多様化するお客さまのニーズに対し、最適な商品をオーダーメイドで開発します。

当社は債権流動化のみならず、さまざまな資産の流動化、付加価値の高い商品の提供を行っています。特に本邦で初めて商品化に成功した買掛金一括支払信託（商品名「Noteless²⁾」²⁾³⁾は、大・中堅企業の支払手形削減・事務合理化ニーズと納入企業の資金調達ニーズを同時に満たす画期的な商品として、大変ご好評をいただいています（下図）。

▶ Noteless²⁾のスキーム

- ①信託契約を締結
- ②売掛債権が発生
- ③売掛債権を信託
- ④信託受益権を取得
- ⑤信託受益権を投資家に譲渡
- ⑥信託受益権の譲渡代金をお振込
- ⑦支払期日に売掛債権の代金を支払
- ⑧売掛債権の代金をお振込

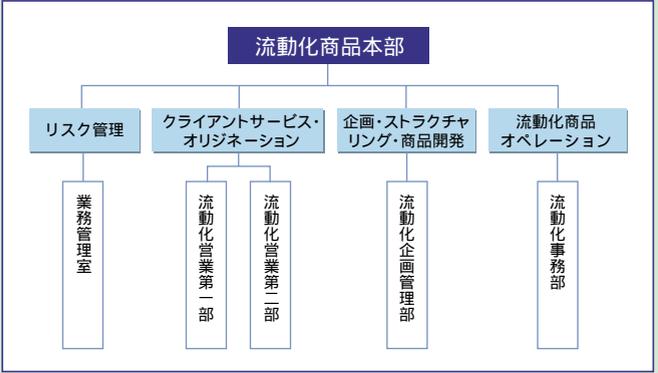
買掛金一括支払信託（商品名「Noteless²⁾」のスキーム



高度なストラクチャリング力

債権流動化受託シェアナンバーワンの信託銀行として（平成14年3月末19.0%）、信託機能をフル活用した効率的かつ安定的な債権流動化スキームを開発し、提案します。

当社は売掛債権、手形流動化のみならず、リース債権、クレジット債権、住宅ローン債権等、多様な長期資産の流動化マーケットにおいても他に先駆けた新商品開発を進めています。ABSスキームにおいて「金銭債権信託の受託」、「社債管理」等の主導的役割を担うと同時に、組成から信託受益権の販売までを当社が一貫して行う方式の取り扱いにも注力しています（右図）。これまでの実績で培った高度なストラクチャリング力を活用し、お客さまの資産・負債の圧縮、財務諸表比率の改善、資金調達手段の多様化等のニーズに対するベストソリューションを提供していきます。



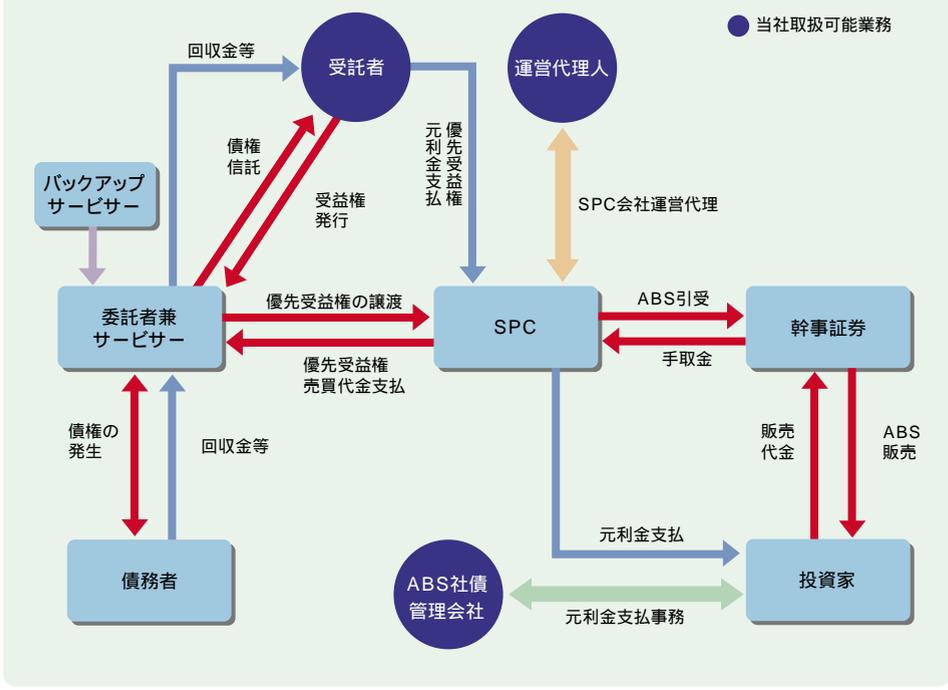
高品質な資産管理サービス

さまざまな資産を受託した実務実績・ノウハウを活かし、管理専用システムによる堅実かつ低コストな資産管理サービスを提供します。

債権流動化商品の市場性を高める要点の一つは、受託資産の管理能力です。

当社は、債権流動化マーケットにおける高い受託実績に裏打ちされた、多様な信託債権回収データ管理ノウハウや個別スキームに適応した柔軟なシステム対応等を通じて、受益権やABS社債を購入した投資家のみなさまに安心していただける資産管理体制を有しています。

信託リパッケージ方式によるABS発行スキーム(優先・劣後構造)



▶ 信託リパッケージ方式によるABS発行スキーム(優先・劣後構造)

- ①委託者と債務者とのローン契約等の締結で、原債権が発生
- ②債権信託(公告または登記)
- ③信託銀行は、信託受益権を発行(優先受益権、劣後受益権)
- ④委託者は優先受益権をSPCに譲渡
- ⑤⑥SPCは、ABSを発行し、証券会社を通じ投資家に販売
- ⑦⑧販売代金を回収
- ⑨SPCは委託者あて譲渡代金を支払
- ⑩委託者はサービサーとして債務者から回収金を受領
- ⑪受託者(信託銀行)に回収金を受渡
- ⑫受託者はSPCに元金を支払
- ⑬SPCは投資家に元金を支払

(注) 1) Asset Backed Securities(資産担保型証券)。リース・クレジット会社等が特定の資産から得られる資金を利払・償還の裏付けとして、SPCが発行する社債。
 2) 採用企業数71社、委託者登録社数約26,000社、信託債権残高約3,800億円(平成14年3月31日現在)
 3) 「Noteless 2」は、現在特許出願中です。

海外拠点・現地法人

海外現地法人（ニューヨーク・ルクセンブルグ）

増加する外国有価証券投資ニーズにいち早くお応えするため、海外ファンド（外国籍投資信託）管理業務、海外カストディ（外国証券決済、保管）業務を、米州においては当社100%出資子会社である米国みずほ信託銀行（ニューヨーク）に、欧州においても同じく当社100%出資子会社であるルクセンブルグみずほ信託銀行（ルクセンブルグ）に集約しています。

これにより東京（アジア）を含め米州および欧州での3極フルサポート体制を完成させ、世界標準でかつきめ細かいカストディーサービスおよびファンド管理サービスを提供しており、お客さまから信頼と高い評価をいただいています。

特に外国籍投資信託設定地として人気の高いルクセンブルグには100%出資のファンド管理専門会社2社を設置し、外国籍投資信託設立のサポート、会計事務をはじめとする各種事務代行など質の高いサービスをご提供し、外国籍投資信託管理業務においてはニューヨークも含め邦銀系トップクラスの実績を誇っています。

またユーロ市場での起債ニーズにお応えするため、ルクセンブルグにおいては証券代理人（支払代理人、財務代理人、上場代理人等）サービスを提供しています。

米国みずほ信託銀行には運用スタッフも在籍し、提携先であるバーンスタイン社（リサーチ機能で定評のある世界的運用会社）にもデスクを置いて活動しています。同社のリサーチ情報をベースに自らも企業訪問等追加リサーチを行い、株式運用室（東京）と協議しつつ米州株式のモデルポートフォリオを構築しています。

ロンドン駐在員事務所

ロンドン駐在員事務所は、欧州における資産運用の拠点として、所長以下3名のスタッフが在籍しています。

現地スタッフは、提携先であるバーンスタイン社にもデスクを置いており、同社のリサーチ情報をベースに自らも企業訪問等追加リサーチを行います。それらの成果に基づき、株式運用室（東京）と協議しながら、欧州株式のモデルポートフォリオを構築しています。

(注)ルクセンブルグにおいては以下のファンド管理専門会社2社を保有しています。
①Global Fund Services (Luxembourg) S.A.
②Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

表1.海外拠点・現地法人の概要

(平成14年3月31日現在)

米国みずほ信託銀行	ルクセンブルグみずほ信託銀行(注)	みずほ信託銀行ロンドン駐在員事務所
Mizuho Trust & Banking Co. (USA)	Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.	Mizuho Trust & Banking Co., Ltd. London Representative Office
昭和62年10月19日 設立 ・平成12年10月1日に 現社名に変更 ・平成13年に みずほ在NYカストディ業務統合	平成元年3月21日 設立 ・平成12年10月1日、 在ルクセンブルグみずほ現地法人 4社合併し、現社名に変更	平成11年10月1日設置
ニューヨーク州銀行法に基づく 信託銀行	ルクセンブルグ銀行法に基づく 信託銀行	
従業員 120名	従業員 141名	従業員 3名
主要業務 ①ファンド管理業務 ②カストディ業務	主要業務 ①ファンド管理業務 ②カストディ業務 ③証券代理人業務	主要業務 欧州株式運用に関する 個別銘柄調査・分析

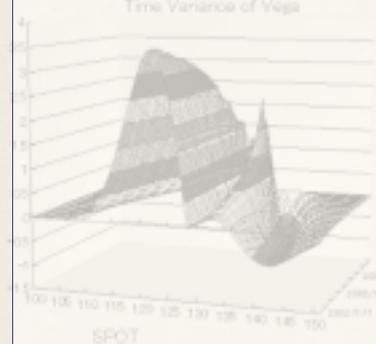
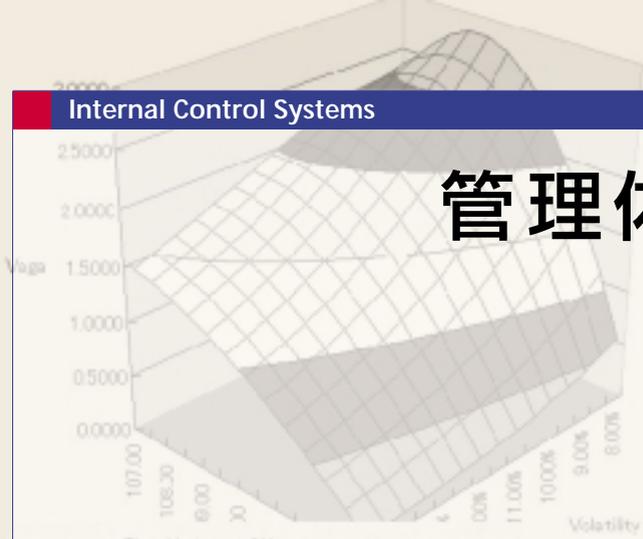
管理体制

30 リスク管理体制

34 コンプライアンス（法令等遵守）体制

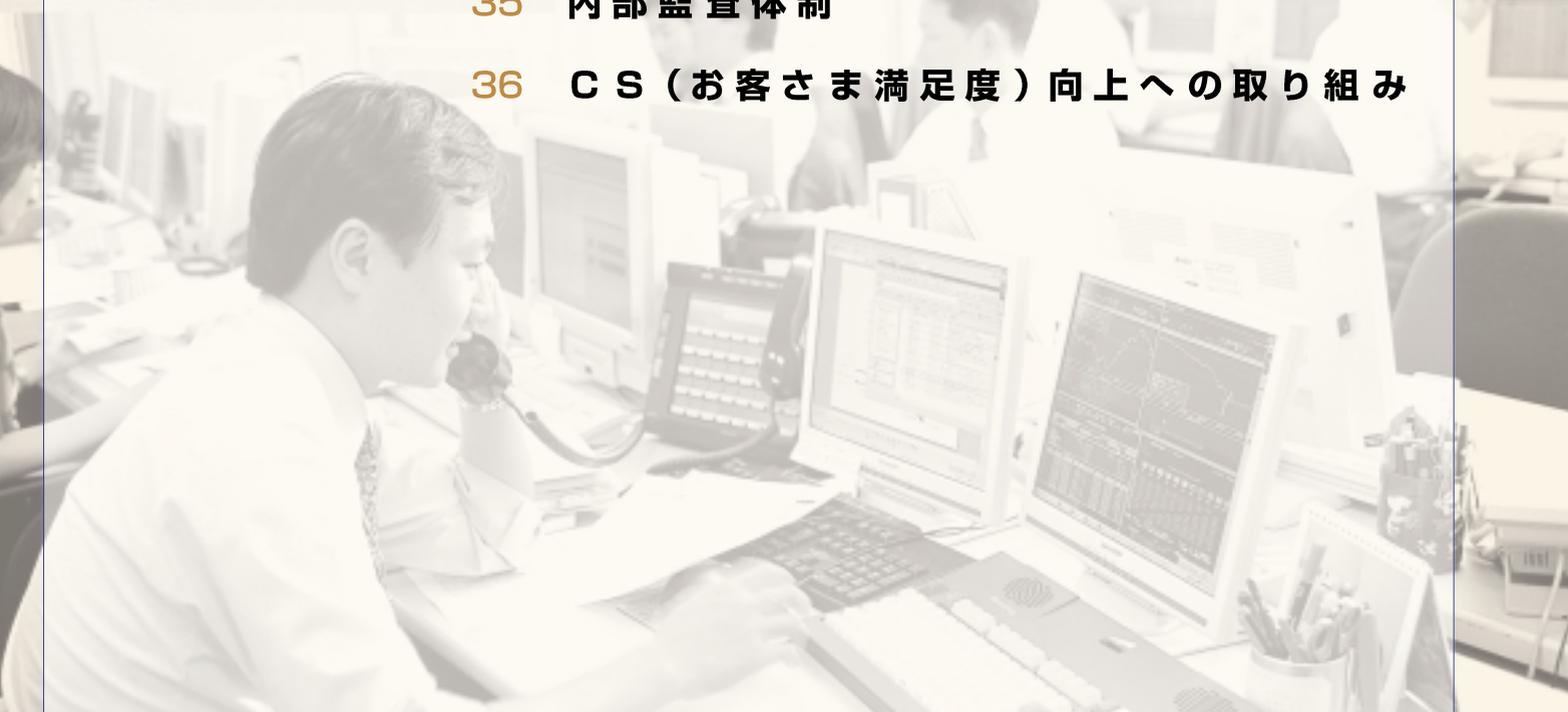
35 内部監査体制

36 CS（お客さま満足度）向上への取り組み



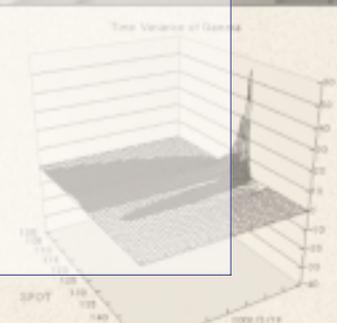
XP	DEL	DEPON	FWD	VOLA
Apr-02	01-Mar-02	1.7890	-4.930	8.90
Apr-02	23-Mar-02	1.8800	-19.000	8.30
Apr-02	24-Mar-02	1.8900	-41.000	8.60
Apr-02	23-Mar-02	2.1800	-126.000	9.40
Apr-03	23-Apr-03	2.6300	-338.000	9.70
Apr-04	23-Apr-04	3.7800	-660.000	9.80
Apr-05	23-Apr-05	4.4290	-1015.000	9.80

	YEN CALL			YEN PUT			R/R		STR
	10	25	ATM	25	10	10	25		
AD	1.0	0.9		-0.1	0.1	1.70	1.00	0.1	
SDN	1	0.5	0.5	0.5	1				
AD	195	0.625		0.025	0.625	0.90	0.60	1.1	
SDN	88	0.5	0.5	0.5	0.8				
AD	1476	0.5		0.225	0.95	0.53	0.28		
SDN	88	0.5	0.5	0.5	0.8				
AD	145	0.425		0.3	1.2	0.25	0.13	1.3	
SDN	88	0.5	0.5	0.5	0.8				
AD	135	0.3		0.5	1.70	-0.40	-0.20	1.1	
SDN	88	0.5	0.5	0.5	0.8				
AD	115	0.225		0.675	2.05	-0.90	-0.45	1.0	
SDN	665	0.15	0.4	0.75	0.65				
AD	115	0.225		0.675	2.05	-0.90	-0.45	1.0	
SDN	665	0.4	0.4	0.4	0.65				
AD	115	0.225		0.675	2.05	-0.90	-0.45	1.0	
SDN	665	0.4	0.4	0.4	0.65				



End Date	2009/12/31	2010/12/31	2010/12/31	2010/12/31	2010/12/31	2010/12/31	2010/12/31	
Forecast	45,700	45,700	45,000	44,250	45,000	44,700	44,700	
Delta	5.1485	0.8114	0.0000	0.0000	1.5399	-3.8794	-8.9331	3.3966
Delta	-10.34%	31.22%	23.33%	-52.83%	57.58%	68.30%	-25.62%	61.14%
Delta	-8.19%	-0.07%	0.00%	0.00%	-0.01%	0.04%	0.87%	-0.02%
Delta	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
Delta	(0.83)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.01)
Delta	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00
Delta	0.59	0.92	1.58	-11.75	-12.66	11.84	1.79	-2.75
Delta	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
Delta	131,662.7	131,662.7	224,173.9	128,457.4	131,662.7	131,662.7	131,662.7	131,662.7
Delta	10,550	10,550	33,450	9,747	10,334	30,520	10,639	10,579
Delta	10.55%	10.55%	0.90%	0.00%	10.49%	39.52%	10.63%	10.73%
Delta	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Delta	0.5	1.70		-0.40	-0.20	1.55	0.40	1.475
Delta	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Delta	0.225	0.675	2.05	-0.90	-0.45	1.60	0.45	1.475
Delta	0.75	0.75	0.65					
Delta	0.225	0.675	2.05	-0.90	-0.45	1.60	0.45	1.475
Delta	0.4	0.4	0.65					
Delta	0.225	0.675	2.05	-0.90	-0.45	1.60	0.45	1.475
Delta	0.4	0.4	0.65					

0.10	-0.00	0.01	0.10	0.21
0.35	0.47	0.68	0.96	0.29
0.32	0.17	0.30	0.65	0.99
0.35	0.00	0.24	0.55	0.93
0.23	0.40	0.64	0.95	1.33
0.15	0.37	0.66	1.08	1.53
0.30	0.52	0.81	1.20	1.88
0.30	10.21	10.82	11.15	11.81
0.50	0.81	1.22	1.76	2.41
10.38	10.73	11.19	11.76	12.43
0.57	1.00	1.40	2.00	2.73
10.28	10.63	11.09	11.66	12.33
0.57	1.00	1.40	2.00	2.73
10.28	10.63	11.09	11.66	12.33
0.57	1.00	1.40	2.00	2.73
10.28	10.63	11.09	11.66	12.33
0.57	1.00	1.40	2.00	2.73



リスク管理体制

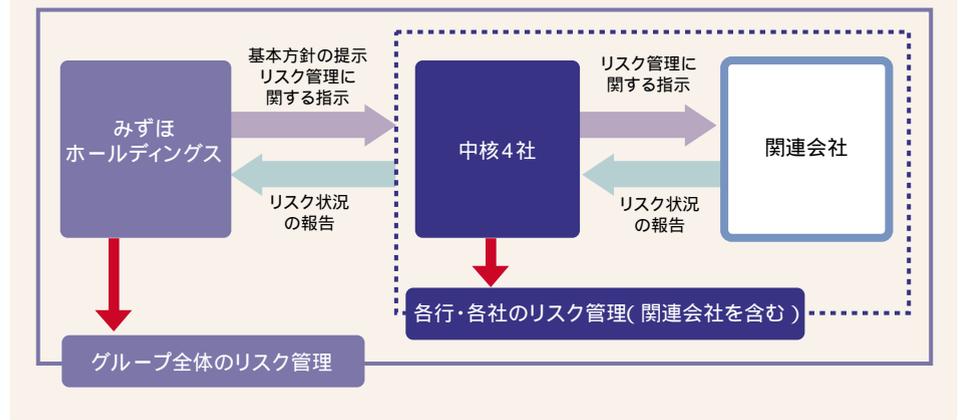
基本的な考え方

景気低迷の長期化や各種法制度の改正、さらには決済インフラの高度化等経済環境が激変するなか、金融機関は信用、市場をはじめ、事務、システム、法務、決済、レピュテーション等、多様なリスクを抱えています。このような中で、お客さまの多様化・高度化するニーズに的確にお応えしつつ、自らの健全性を確保していく 為には金融機関として高いリスク管理能力が求められることは言うまでもありません。さらに、私ども信託銀行はお客さまの大切な資産をお預かりして、これを管理・運用させていただくことから、お客さまの信頼にお応えしうる万全のリスク管理体制を敷くことが当社の責務、いわゆる受託者責任の一つであると考えています。当社はこのリスク管理の充実を経営の重要課題と位置付け、みずほグループ全体のリスク管理方針に沿いつつ、不断の体制充実を図っています。

グループリスク管理体制

みずほフィナンシャルグループ中核会社の一社として、みずほホールディングスのリスク管理方針に則した、各「リスク管理の基本方針」をそれぞれ制定し、運営しています。また、各リスクの重要な事象についてはその所在・規模・性質を適切に把握し、評価・モニタリングを行った上で、適時当社経営陣ほか、みずほホールディングスの各リスク所管部署へ報告する体制を整えています。

みずほフィナンシャルグループのリスク管理体制



受託者責任・リスクの階層構造

当社は法人向け信託特化型の銀行であることから、リスク管理の対象は「信託業務におけるリスク」が主となります。「信託業務におけるリスク」とは、業として信託を営むものが負う「受託者としての責任」から派生するものですが、具体的には善管注意義務、忠実義務等から成り、「コンプライアンスに関するリスク」の一部を為すものとして管理をしています。その重要性は、信託業務を取り巻く環境の激変や決済インフラの高度化・複雑化を背景として、昨今さらに増しています。当社では本責任の重要性に鑑み、これを「信託業務におけるリスク」として、平成14年5月より新しいカテゴリーを定義しています。「全社共通のリスク」「銀行業務におけるリスク」と並んでこうした3つのリスク体系を構築することで、リスク管理体制をより高度、かつ体系的なものとしています。

リスクの階層構造図



銀行業務・信託業務に共通して発生するリスクがあり、その他に信用リスク等の「銀行業務におけるリスク」と資産分別・利益相反リスク等の「信託業務におけるリスク」が存在する階層構造です。

全社共通のリスク

1. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス・人・システムの機能不全や、外性的事象が生起することから損失を被るリスクのことです。これらのリスクに対しては、各々の特性に応じた定性的管理を実施するとともに、損失発生要因や事業活動特性等に基づいた各種リスクの横断的計量化とそれに基づく管理を実現するため、業務・事象別のデータを整備し、分析を進め、リスク管理の高度化に積極的に取り組んでいます。

2. 事務・システムリスク

事務リスクとは役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクのことです。当社は、このリスクが、お客さまへのサービスに直結するものであることを十分認識し、一層適切な管理体制の構築に取り組んでいます。具体的には、営業部門と事務部門の組織的分離による相互牽制と、各業務ごとの事務処理手順等の明確化による標準化推進により事務ミスを防止する体制を構築しています。更に、月次の自店検査に加え、内部監査の定期的実施により厳格なリスク管理体制の構築とその検証を行っています。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等および、コンピュータが不正に使用されることにより有形無形の損失を被るリスクです。長期戦略にもとづくシステム化計画のもと、厳格な開発体制の構築や設備・機器の安全確保等、コンピュータの安定稼動に万全を期している他、インターネット等のネットワークについては、最新技術を適用し高度なセキュリティ水準を確保しています。

リスク管理体制

3. 法務リスク

法務リスクとは、法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的原因により有形無形の損失を被るリスクのことです。

銀行経営においては、規制緩和により業務の自由化・多様化が進展する一方で、自己責任が強く求められています。当社は法務リスク管理を経営の重要課題と捉え、法務リスク管理の適切な対処を行っています。

4. 決済リスク

決済リスクとは、何らかの理由により決済が予定通り行えなくなることに伴い損失を被るリスクのことです。当社では受託財産の売買に伴う決済等を中心に、決済タイムラグの短縮化へ向けた即時グロス決済やSTP（ストレート・スルー・プロセッシング）の仕組みを構築し、決済リスクの削減に向けたさまざまな取組みを行っています。

5. レピュテーションリスク

レピュテーションリスクとは、当社の営業活動に関する虚偽の風説・悪意の中傷等がマスコミに報道され、または市場関係者の知るところとなり、有形無形の損失を被るリスクです。本リスクについては、その所在、規模、状況等を適時、把握・管理し、適切な対処を行っています。

銀行業務におけるリスク

1. 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態が悪化することにより、債権回収が困難となり損失を被るリスクのことです。当社では積極的に信用リスクを取らないという基本方針に基づき、信用格付をベースにした個別案件ごとの与信プロセス管理を行っています。与信極度額の考え方については、ALM・リスク管理委員会に諮った上で、リスク管理部署により、遵守状況を日次でモニタリングしています。

2. 市場リスク

市場リスクとは、金利・有価証券等の価格・為替等の変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクのことです。当社では市場リスクは抑制的に対処するとの基本方針に基づき、ポジション枠を設け、リスク管理部署により日次の極度管理を行うとともに、VARの計測やストレステストの実施も行っています。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、自己の財務内容悪化等から、資金繰りがつかなくなる場合や、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされ、損失を被るリスクのことです。流動性リスクの計測は市場からの資金調達に係る上限額等、資金繰りに関する指標を用いて、リスク管理部署が日次で行っています。また、ALM・リスク管理委員会において流動性リスクについての審議・調整がなされています。

信託業務におけるリスク

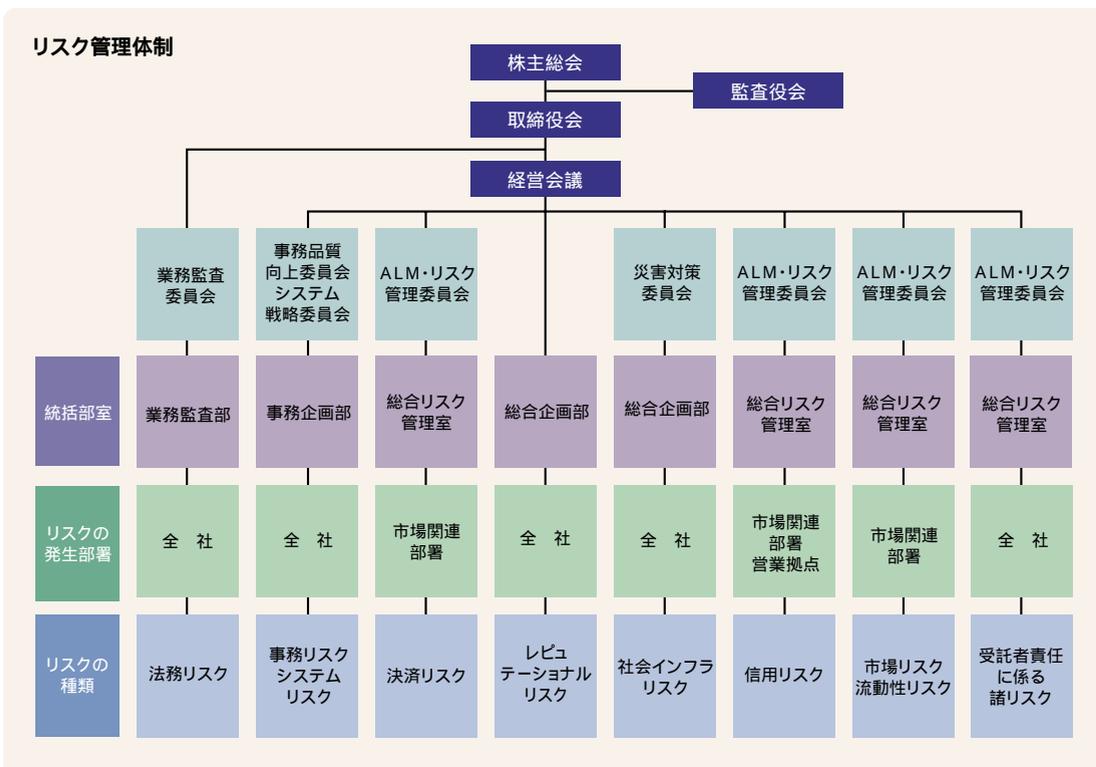
信託業務におけるリスクを「受託者として果たすべき義務履行を怠った結果発生する事象により、現在および将来においてその責任を問われ、損失を被るリスク」と定義し、「資産分別・利益相反リスク」や「開示・説明リスク」等のリスクに分類しています。具体的には信託業務特有の管理を要する各種法規制等への対応や、裁量権をもって行う運用業務についてのお客さまの運用方針・ガイドラインを遵守した業務運営の徹底、さらには裁量権を伴わない資産管理業務における適正な商品性の維持・管理のためのチェック機能具備等を行っています。

管理組織

各リスクに対応したリスク統括部署・統括委員会を設置してこれらを管理しています。また、「ALM・リスク管理委員会」を銀行業務・信託業務に跨るリスク管理委員会と位置付け、銀行業務におけるリスクの付議・報告と同様に、受託者責任完遂のための管理についても併せて付議・報告を行っています。

外部監査の積極活用

当社は内部監査を補完し、透明性のあるリスク管理体制の構築のため、外部監査を積極的に活用しています。具体的には「SAS70（カストディー部門等の監査基準）」による年金信託・特定金銭信託・投資信託業務等への外部監査を導入しています。

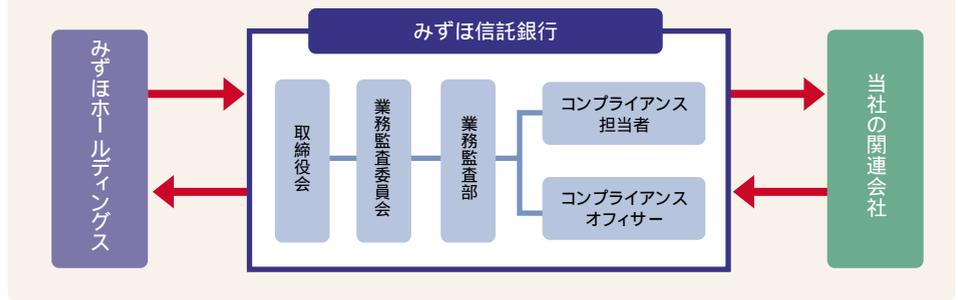


コンプライアンス（法令等遵守）体制

基本的な考え方

当社は、みずほフィナンシャルグループの一員としての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付けています。そして、「法令や諸規則を遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践すること」をコンプライアンスと考え、その推進に努めています。

みずほフィナンシャルグループのコンプライアンス体制



コンプライアンス体制

当社のコンプライアンスは、取締役会での決定に基づき、次に掲げる機関により徹底されています。

1. 業務監査委員会

業務監査委員会は、取締役および外部の法律専門家により構成され、監査役も出席の上で開催されており、経営陣が直接コンプライアンスについて討議する場となっています。各部における法令遵守状況については、業務監査委員会まで報告され、その後の施策立案に活用されます。

2. 業務監査部

業務監査部は、業務監査委員会の事務局として、委員会の運営にあたるほか、コンプライアンス管理を統括し、コンプライアンス担当者（後述）への指導も行っています。さらに各部と業務監査委員会とのパイプ役を担っています。

3. コンプライアンスオフィサー

業務監査委員会が定める基準に該当する部には、コンプライアンスオフィサーを配置しています。コンプライアンスオフィサーは業務監査部所属として担当部に駐在し、担当部の長の指揮・監督から独立して業務のチェックを行います。

4. コンプライアンス担当者

すべての業務において法令遵守を徹底させるため、各部にコンプライアンス担当者を配置しています。コンプライアンス担当者は、各部において社員の法務知識の向上を図るほか、法令遵守状況を業務監査部まで報告しています。

当社は、コンプライアンスの遵守状況等をみずほホールディングスに対して報告するとともに、当社の関連会社に対しても、コンプライアンスに関する管理を行っています。

内部監査体制

基本的な考え方

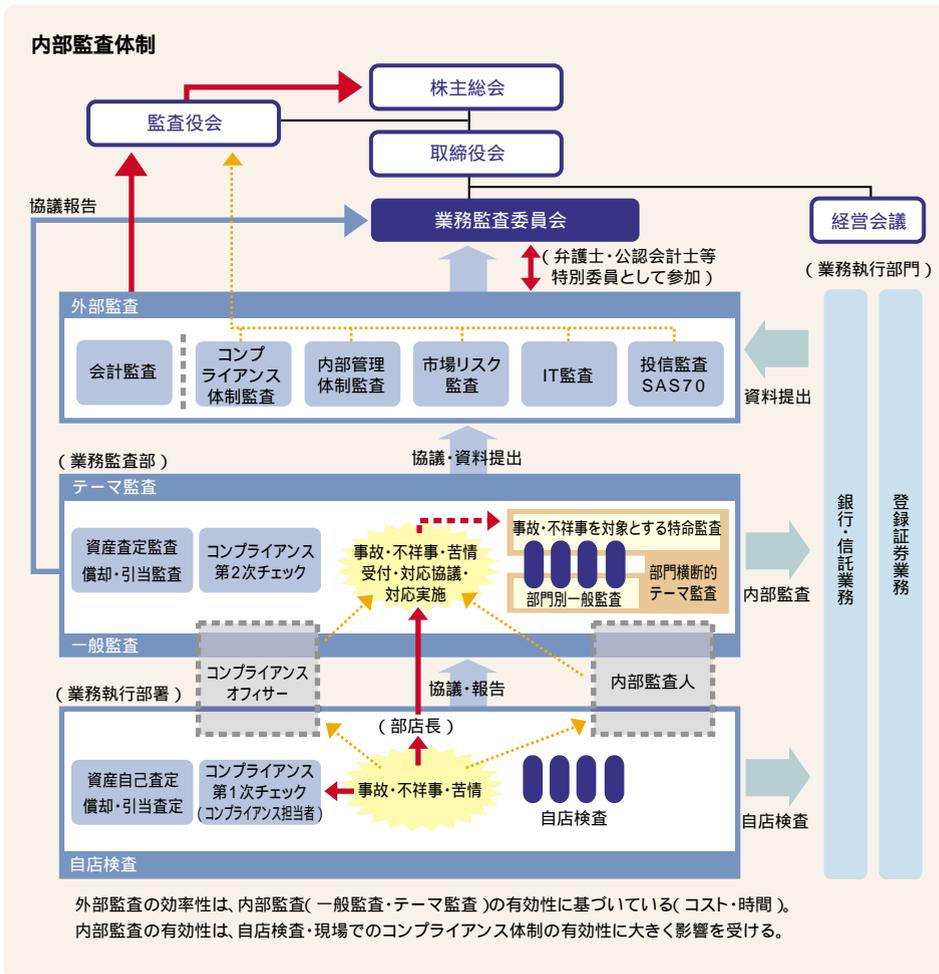
業務ラインから独立した立場の業務監査部が、みずほフィナンシャルグループの「内部監査の基本方針」に基づき、内部管理体制の有効性を総合的・客観的に評価のうえ、問題点の助言・指導・是正勧告を行っています。当社の内部監査は、内部管理の主要目的（リスク管理の適切性、業務運営の効率性と有効性、財務報告の信頼性、法令等および社内規程の遵守等）の達成状況を検証することを通じて経営に貢献することを、その使命としています。

業務監査部による内部監査は、業務執行部署における自店検査、外部機関による外部監査と有機的に結合し、効果的・効率的かつ組織的な検証活動となるように運営しています。

また、内部監査結果等は、適時当社取締役会およびみずほホールディングスに報告されています。なお、当社は国内金融機関で最多の4名のCIA（公認内部監査人）を擁しており、その監査運営体制は外部機関からも高い評価を得ています。

▶ CIA(Certified Internal Auditor)

国際的な内部監査の専門団体である内部監査人協会（The Institute Internal Auditors, Inc. : IIA）が認定する内部監査人唯一の国際資格。



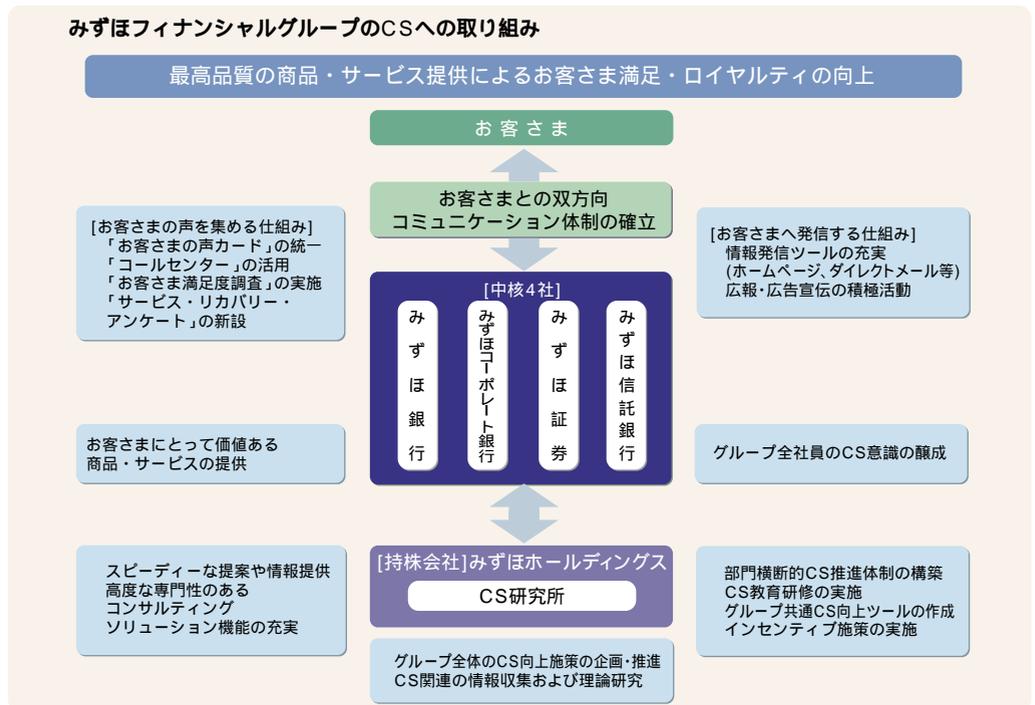
CS(お客さま満足度)向上への取り組み

私どもは全ての判断基準を「お客さま満足」に求め、真のCSトップを目指します

当社はみずほフィナンシャルグループの経営目標の一つである「CSトップ」を目指し、CS向上活動に積極的な取り組みを行っています。具体的には、お客さまの意見をお聞かせいただき、その結果得られたお客さまのニーズについて新しい施策の立案・実施および効果の測定を行っています。また、これと並行して当社社員のCSへの意識向上に努めるとともに、最終的にはCS活動を通じて、当社がお客さまに提供するサービスの品質を、業界唯一・最高のレベルにまで高めていくことを目指しています。

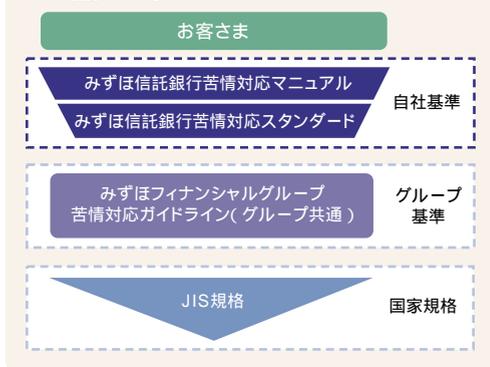
体制面では、全部室店に「CS責任者」を配置するとともに、本部に「CS関連部会」を設置し、お客さまの声を速やかにサービス改善に結びつける仕組みを構築しています。

みずほフィナンシャルグループのCSへの取り組み



苦情対応体制の構築とJIS認証の取得

JIS規格への対応のイメージ



当社は、苦情対応に関する日本工業規格（JIS Z 9920）を参考にして、1年余りで先進的な苦情対応体制を整備・構築し、平成13年9月、同規格に沿った苦情対応体制であるとの第三者認証を本邦で初めて取得しました。

この規格は、企業等の組織が顧客満足度を高めるにあたり、満たすことが不可欠となる「苦情対応に関するガイドライン（お客さまから寄せられた苦情に対し、適切かつ迅速に対応するための要件、指針）」として定められたものです。特に苦情対応における「透明性」と「公平性」の実現を強く謳っているのが特徴です。

同規格は第三者の認証を必要としていませんが、当社は「CSトップ」を目指す、みずほフィナンシャルグループの一員として、より客観的で説得力の

ある苦情対応体制を構築するために、あえて認証取得に踏み切ったものです。このような第三者による公正な評価をもとに、さらに経営品質を高める取組を行うことで、お客さまの満足度、ひいては当社との取引における信頼度の向上を目指しています。

コーポレートデータ

38 組織図

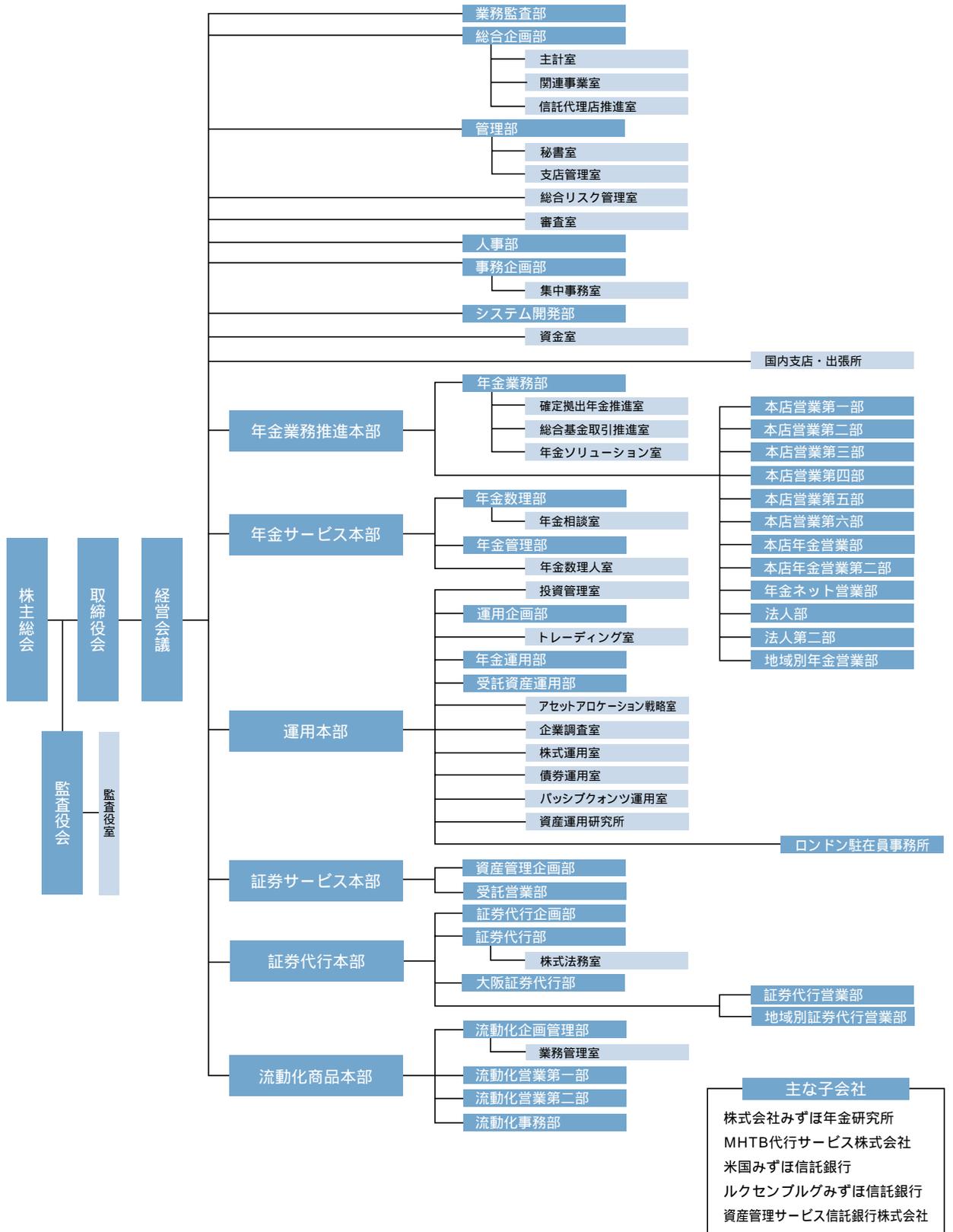
39 組織機能図

40 役員一覧／従業員の状況

41 店舗・関連会社一覧

42 あゆみ

組織図



組織機能図



(平成14年7月1日現在)

役員一覽

代表取締役会長	野田 康夫
代表取締役社長	津田 弘通
代表取締役副社長	関原 健夫
常務取締役 常務執行役員	伊藤 隆夫
常務取締役 常務執行役員	新井 乙平
取締役(非常勤)	鈴木 孝夫
常務執行役員 証券代行本部長	宮部 善彦
常務執行役員 流動化商品本部長	渡辺 正憲
常務執行役員 年金サービス本部長	木下 清蔵
常務執行役員 年金業務推進本部長	小川 俊夫
執行役員 業務監査部長	西村 三紀男
執行役員 証券代行本部副本部長 証券代行部長	橋詰 正孝
執行役員 年金業務推進本部副本部長	加藤 孝司
執行役員 人事部長	村山 茂人
執行役員 流動化企画管理部長	尾坂 周作
執行役員 年金数理部長	佐々木 政治
執行役員 事務企画部長	小西 勇二
執行役員 運用本部長	大場 昭義
常勤監査役	浅尾 和夫
常勤監査役	亀田 孜
監査役(非常勤)	坂田 頼昭

(平成14年6月30日現在)

従業員の状況

	平成14年3月期
従業員数(人)	1,359
男子	972
女子	387
平均年齢	39歳1カ月
男子	41歳6カ月
女子	33歳11カ月

- (注) 1. 執行役員も従業員数に含めています。
 2. 臨時雇用および派遣社員は除いています。
 3. 平均年齢は単位未満を切り捨てて表示しています。
 4. 当社から他社への出向者を含めています。

店舗・関連会社一覧

店舗

(平成14年7月31日時点)

● 本店	〒100-8240 東京都千代田区丸の内1-5-1 TEL 03-3240-7000	● 名古屋支店	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-2-6 TEL 052-263-5651	● 広島支店	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀16-7 TEL 082-224-6851
● 札幌支店	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西3-8 TEL 011-231-4011	● 大阪支店	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜3-6-13 TEL 06-6229-2211	● 福岡支店	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-11-17 TEL 092-762-8611
● 仙台支店	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町3-1-26 TEL 022-222-7211	● 京都出張所	〒600-8008 京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20 TEL 075-212-4911	● ロンドン駐在員事務所	River Plate House 7-11, Finsbury Circus, London EC2M 7HB, United Kingdom TEL 44-20-7588-7400
● 新潟支店	〒951-8061 新潟県新潟市西堀通6-866 TEL 025-223-6811				

(注) 各支店・出張所には地域営業部が併設されています。

関連会社

(平成14年3月31日時点)

会社名	所在地	設立 または 出資年月	資本金 または 出資金	議決権に 対する 当社の 所有割合	議決権に 対する 緊密社 および同意者 の所有割合	業務内容	従業員数 (人)
株式会社みずほ年金研究所	〒100-8240 東京都千代田区丸の内 1-5-1	昭和51年 4月26日	200百万円	100%	—	年金および 資産運用に 関する研究	30
エム・エイチ・ディー・ビー代行サー ビス株式会社	〒135-8722 東京都江東区佐賀 1-17-7	平成7年 8月1日	30百万円	100%	—	事務代行業務	172
米国みずほ信託銀行 [Mizuho Trust & Banking Co. (USA)]	666 Fifth Avenue, Suite 802, New York N.Y. 10103 U.S.A.	昭和62年 10月19日	32百万 米ドル	100%	—	信託業務 銀行業務	120
ルクセンブルグみずほ信託銀行 [Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.]	1B Parc d'Activité Syrdall L-5365 Munsbach, Grand-Duchy of Luxembourg	平成元年 3月21日	30百万 米ドル	100%	—	信託業務 銀行業務	141
Global Fund Services (Luxembourg) S.A.	1B Parc d'Activité Syrdall L-5365 Munsbach, Grand-Duchy of Luxembourg	平成5年 9月15日	200千 米ドル	100%	—	証券投資信託 委託	0 (役員5)
Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.	1B Parc d'Activité Syrdall L-5365 Munsbach, Grand-Duchy of Luxembourg	平成6年 1月28日	500千 ユーロ	100%	—	証券投資信託 委託	0 (役員5)
資産管理サービス信託銀行株式会社	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-2-1	※ 平成13年 1月22日	50,000百万円	54%	—	信託業務 銀行業務	391

※平成14年5月7日、〒104-6228 東京都中央区晴海1-8-12 晴海トリトンスクエアタワーZへ移転しました。

あゆみ

- 平成11年 4月 1日 第一勧業信託銀行と富士信託銀行が合併し、第一勧業富士信託銀行が発足(資本金400億円)
- 11年10月 1日 安田信託銀行財管3部門の営業の譲り受けを実施(資本金1,000億円)

平成12年10月 1日



第一勧業富士信託銀行と興銀信託銀行が合併し、みずほ信託銀行が発足(資本金1,150億円)

第一勧業銀行・富士銀行・日本興業銀行の各社のルクセンブルグ現地法人を経営統合し、ルクセンブルグみずほ信託銀行が発足

- 12年10月20日 マスタートラストを含む資産管理業務における専門信託銀行設立に関してみずほ3行および親密生保4社と基本合意書を締結
- 12年11月28日 資産管理ディスクロージャーサービス(年金資産資料のインターネットでの提供)取扱開始
- 13年 1月22日 平成12年10月の基本合意に基づき「資産管理サービス信託銀行」を設立



- 13年 7月 1日 米国みずほ信託銀行によるみずほ3行ニューヨーク現地法人からのカストディー部門営業譲り受け完了
- 13年 9月27日 JIS規格「苦情対応マネジメントシステムの指針(Z 9920)」にそった体制を構築していることの認証を初めて取得。



- 13年11月 1日 年金ネット(インターネット等の通信媒体による迅速な情報提供を行う仕組み)営業部を設置
- 13年11月26日 みずほインベスターズ証券と証券代行業務の取次ぎで提携し、株式名義書換サービス網を全国114店舗に拡充
- 13年12月 3日 年金情報インターネットサービス:愛称「スーパー P-Web」(ホストコンピューターで電算管理しているデータを、厚生年金基金がインターネットを介して広く利用できるサービス)取扱開始
- 13年12月10日 当社が受託している信託財産約30兆円を再信託方式で資産管理サービス信託銀行へ集約
- 14年 2月28日 確定拠出年金第一号案件取扱開始
- 14年 6月 3日 年金ソリューション室を設置
- 14年 6月 3日 株主総会IT化に係る新サービス(議決権電子行使サービス)取扱開始

